

第142回 定時株主総会招集ご通知

開催
日時

2023年3月29日（水曜日）
午前10時

開催
場所

東京都港区虎ノ門2丁目10番4号
オークラ東京
オークラプレステージタワー 2階
「オーチャード」

議決権行使期限

2023年3月28日（火曜日）午後5時45分まで

会社法の改正に伴い、株主総会資料（株主総会参考書類、事業報告、監査報告、計算書類、連結計算書類）の電子提供制度が2022年9月1日に施行されましたが、第142回定時株主総会においては、電子提供制度が適用される初年度であることを考慮し、書面交付請求の有無にかかわらず、招集ご通知を従前どおり株主の皆様にお送りしております。本招集ご通知は、書面交付請求に基づき交付される書面に記載すべき全ての事項を含んでおります。

目次

■ 第142回 定時株主総会招集ご通知	2
議決権行使についてのご案内	4
■ 株主総会参考書類	8
決議事項	
■ 第1号議案 剰余金処分の件	
■ 第2号議案 取締役11名選任の件	
■ 第3号議案 監査役2名選任の件	
■ 事業報告	23
■ 連結計算書類	51
■ 計算書類	53
■ 監査報告書	55

株式会社 クラレ

証券コード：3405



株主の皆様へ

当社第142回定時株主総会を3月29日（水曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

株主総会の議案および2022年度の事業の概要につき、ご説明申しあげますので、ご覧くださいませようお願い申しあげます。

代表取締役社長 川原 仁

企業ステートメント

私たちの使命

私たちは、独創性の高い技術で産業の新領域を開拓し、自然環境と生活環境の向上に寄与します。
一世のため人のため、他人のやれないことをやる一

私たちの信条

理念

個人の尊重
同心協力
価値の創造

行動原則

安全はすべての礎
顧客のニーズが基本
現場での発想が基本

私たちの誓約

私たちは、

- 安全に配慮した高品質の商品・サービスを開発、提供します。
- 社会との対話を図り、健全な関係を保ちます。
- 地球環境の保全と改善、安全と健康の確保に努めます。
- 働く仲間を敬い、その権利を尊重します。
- 自由、公正、透明な取引を実践します。
- 知的財産を尊重し、情報を適切に管理します。

招集ご通知

証券コード 3405

2023年3月7日

株主各位

岡山県倉敷市酒津1621番地
(本社 東京都千代田区大手町2丁目6番4号)

株式会社 クラレ

代表取締役社長 川原 仁

第142回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第142回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにてアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.kuraray.co.jp/ir/stock/meeting>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイトにてアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」をご選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、事前に書面またはインターネット等により議決権を行使いただけますので、後記の株主総会参考書類をご参照のうえ、**2023年3月28日（火曜日）午後5時45分までに**議決権を行使いただくようお願い申し上げます。

敬 具

記

日 時	2023年3月29日（水曜日）午前10時
場 所	東京都港区虎ノ門2丁目10番4号 オークラ東京 オークラプレステージタワー2階「オーチャード」 ※末尾の株主総会会場ご案内函をご参照ください。
目的事項	報告事項 1. 第142期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件 2. 会計監査人および監査役会の第142期連結計算書類監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役11名選任の件 第3号議案 監査役2名選任の件

ご注意

- 電子提供措置事項のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、株主様へご送付している書面には記載しておりません。したがって、株主様へご送付している書面は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象書類の一部です。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止への対応について

本総会における、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた対応について、以下のとおりご案内させていただきます。株主の皆様の健康・安全のため、ご理解とご協力の程、何卒宜しくお願い申し上げます。

全ての株主様へ

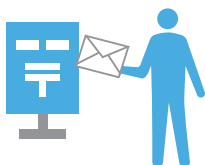
- 株主様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場を慎重にご判断いただくようお願い申し上げます。
- 議決権の行使は、次頁に記載の書面またはインターネット等による議決権行使をご活用くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会当日の様様につきましては、ご自宅等からでもご覧いただけるよう、インターネットによるライブ配信を実施いたします。6頁の「インターネットによるライブ配信のご案内」をご参照のうえ、是非ご利用ください。また、後日当社ウェブサイトに掲載する動画にてご視聴いただくこともできます。
- 株主総会当日までの感染拡大の状況等により、株主総会の運営に変更が生じる可能性がございます。株主の皆様にお知らせすべき事項が発生した場合には、[当社ウェブサイト \(https://www.kuraray.co.jp/ir/stock/meeting\)](https://www.kuraray.co.jp/ir/stock/meeting) に掲載させていただきます。

ご来場される株主様へのお願い

- ご来場される株主様は、マスクをご着用のうえ、入場時の消毒等感染予防にご協力いただきますようお願い申し上げます。マスクをご着用いただけない場合は、会場への入場をご遠慮いただく場合がございます。
- 会場受付において、検温を実施させていただきます。発熱が確認された方や体調不良と見受けられる方には、会場への入場をご遠慮いただく場合がございます。また、総会開会後に体調がすぐれないと見受けられる方につきましては、会場スタッフがお声がけする場合やご退出をお願いする場合がございます。
- 会場内では、間隔を広げて着席いただくようご案内するため、安全な距離を保って着席いただける座席が足りなくなった場合には、ご入場をお断りする場合がございます。
- 株主総会の運営スタッフは、検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用にてご対応いたします。その他にも必要に応じて感染予防の措置を講じさせていただきますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

事前に議決権を行使いただく場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。ご返送いただいた議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

行使期限 2023年3月28日（火曜日）午後5時45分到着分まで



インターネット等による議決権行使

インターネット等により議決権を行使される場合には、次頁の内容をご確認のうえ、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限 2023年3月28日（火曜日）午後5時45分まで

株主総会当日にご出席いただく場合



当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出いただくようお願い申し上げます。

代理人によるご出席の場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人とし、代理権を証明する書面およびご本人の議決権行使書用紙を会場受付にご提出いただくようお願い申し上げます。

株主総会日時 2023年3月29日（水曜日）午前10時

招集にあたっての決定事項

- ① インターネット等で重複して議決権を行使された場合、最後に到着した行使内容を有効といたします。議決権行使書用紙が再発行された場合の書面による議決権重複行使についても同様といたします。ただし、書面とインターネット等の双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による行使内容を有効といたします。
- ② 同一の議案について異なる内容で議決権を行使される場合には、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面によりご通知ください。

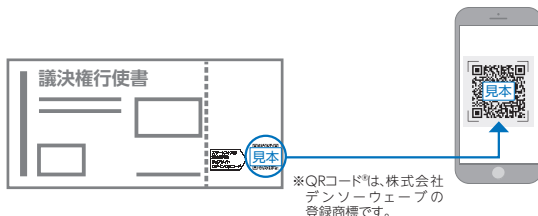
以上

インターネット等による議決権行使について

「スマート行使」による方法

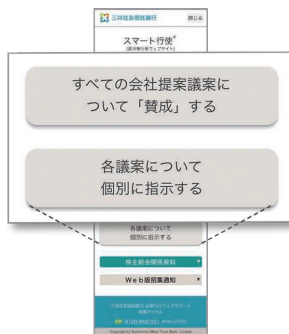
1 「スマート行使」へアクセスする

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ってください。



2 各議案の賛否を選ぶ

画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。



議決権電子行使プラットフォームのご利用について

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームを利用して議決権を行使いただくことができます。

「議決権行使コード・パスワード入力」による方法

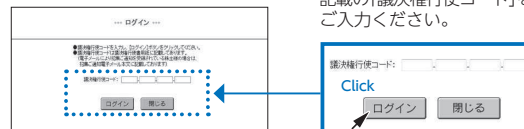
1 議決権行使サイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



2 ログインする

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



3 パスワードを入力する

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

❗ 「スマート行使」による議決権行使は1回に限り可能です。

- ※ 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。
- ※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金および通信料金等は株主様のご負担となります。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

システム等に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社
証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

0120-652-031
(受付時間 9:00~21:00)

インターネットによるライブ配信のご案内

当日株主総会会場にご来場されない株主様も、株主総会の模様をご覧いただけるよう、以下のとおりインターネットによるライブ配信を行います。

ライブ配信では議決権の行使や質問等を行うことはできません。書面またはインターネット等による事前の議決権行使をお願いいたします。

配信日時

2023年3月29日（水曜日）午前10時～株主総会終了時刻

配信URL

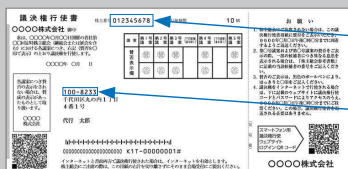
<https://kuraray.premium-yutaiclub.jp>



配信ページは、開始時間60分前の午前9時からアクセス可能です。

上記ウェブサイトまたはQRコードよりアクセスいただき、ログインIDおよびパスワードを入力のうえ、ログインボタンをクリックしてください。

ログインIDおよびパスワードについて



ID：議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」（数字9桁）

パスワード：株主様の郵便番号（数字7桁、ハイフンなし）

※議決権行使書を投函する前に、IDを必ずお手元にお控えください。

〈ご留意事項〉

- ご使用のパソコン等の端末およびインターネットの接続環境ならびに回線の状況等により、ご視聴いただけない場合がございます。
- ライブ配信をご視聴いただく場合の通信料金等につきましては、株主様のご負担となります。
- インターネット環境や機材トラブル、その他の事情により、やむを得ずライブ配信を中断または中止する場合がございます。
- ライブ配信の録画・撮影・保存、配信用のURL・ID・パスワードの外部公開はご遠慮ください。
- 何らかの事情によりライブ配信を中止とする場合は、当社ウェブサイト（<https://www.kuraray.co.jp/ir/stock/meeting>）にてお知らせいたします。
- 当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに可能な限り配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。予めご了承ください。

ライブ配信に関する
お問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、以下の窓口へお問い合わせください。

ID（株主番号）および
パスワード（郵便番号）について

三井住友信託銀行
バーチャル株主総会サポート専用ダイヤル

0120-782-041

受付時間 9:00～17:00（土日休日を除く）

ライブ配信の視聴について（操作方法等）

株式会社ウィルズ

0120-980-965

受付時間 3月29日（水）（株主総会当日）
9:00～株主総会終了時刻

インターネットによる事前質問のご案内

本総会の目的事項に関するご質問を、インターネットを通じて受け付け、株主総会において回答させていただきます。なお、株主総会の運営上、お答えできる質問の数には限りがございますことを予めご了承ください。

受付期間

2023年3月7日（火曜日）～ 2023年3月22日（水曜日）

質問入力フォームへは以下のいずれかの方法にてアクセスしてください。

- ①スマートフォン等にて右記QRコードを読み取りアクセス
- ②ウェブサイトへアクセス

<https://kuraray.premium-yutaiclub.jp>



※ご質問はお一人様2問までとさせていただきます。

事前質問に関する お問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、以下の窓口へお問い合わせください。

株式会社ウイルズ

0120-980-965

受付時間 9:00～17:00（土日休日を除く）

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様に対する利益配分を経営の重要課題と位置付け、中期経営計画「PASSION 2026」期間中においては、親会社株主に帰属する当期純利益に対する総還元性向35%以上、かつ1株につき年間配当金40円以上を基本方針としています。

この方針のもと、当期の期末配当金につきまして、以下のとおりとさせていただきます。存じます。

これにより中間配当金と合計した当期の配当金は1株につき44円となります。

期末配当に関する事項

1

配当財産の種類

- ▶ 金銭

2

配当財産の割当てに関する事項およびその総額

- ▶ 当社普通株式1株につき 金23円
- ▶ 総額 7,697,928,466円

3

配当の効力発生日（支払開始日）

- ▶ 2023年3月30日

第2号議案 取締役11名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役11名全員が任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者 番号	氏名	現在の地位および担当	取締役 在任期間	取締役会出席状況
1	かわはら 川原 ひとし 仁	再任 代表取締役社長	4年	100% (14/14回)
2	はやせ 早瀬 ひろあや 博章	再任 代表取締役・専務執行役員 ビニルアセテート樹脂カンパニー管掌 ビニルアセテートフィルムカンパニー管掌 ビニルアセテートフィルムカンパニー一長	8年	100% (14/14回)
3	いとう 伊藤 まさあき 正明	再任 取締役会長	8年9ヵ月	100% (14/14回)
4	さの 佐野 よしまさ 義正	再任 取締役・専務執行役員 繊維カンパニー一長、大阪事業所担当	7年	100% (14/14回)
5	たが 多賀 けいじ 敬治	再任 取締役・常務執行役員 経営企画室担当、サステナビリティ推進本部担当、 DX-IT本部担当、経理・財務本部担当	4年	100% (14/14回)
6	マティアス グトヴァイラー	再任 取締役・常務執行役員 Kuraray Europe GmbH社長	3年	100% (14/14回)
7	たかい 高井 のぶひこ 信彦	再任 取締役・常務執行役員 機能材料カンパニー一長	3年	100% (14/14回)
8	はまの 浜野 じゅん 潤	再任 社外 独立 取締役	7年	100% (14/14回)
9	むらた 村田 けいこ 啓子	再任 社外 独立 取締役	3年	100% (14/14回)
10	たなか 田中 さとし 聡	再任 社外 独立 取締役	3年	93% (13/14回)
11	いど 井戸 きよと 清人	再任 社外 独立 取締役	2年	100% (14/14回)

候補者番号 **1** **かわはら** **ひとし**

再任



略歴、地位および担当

1984年 4月	当社入社	2018年 3月	当社常務執行役員
2014年 4月	当社ビニルアセテートカンパニー ポパールフィルム事業部長	2019年 3月	当社取締役・常務執行役員
2016年 1月	当社ビニルアセテートフィルムカンパニー 副カンパニー長	2021年 1月	当社代表取締役社長（現任）
2016年 3月	当社執行役員		
2018年 1月	当社ビニルアセテート樹脂カンパニー長		

- 生年月日
1962年3月12日
- 所有する当社株式数
31,200株
- 取締役会出席状況
100%（14回／14回）

取締役候補者とした理由

2016年に執行役員に就任した後、常務執行役員を経て、2019年には取締役に就任、グローバルなグループ経営の中核を担って業績拡大に貢献した実績と豊富な経験を有することに加え、2021年1月の就任以降、社長として強いリーダーシップを発揮し、当社の持続的で強固な成長基盤の整備および将来にわたる発展を主導しており、引き続き当社の経営への貢献が期待できることから取締役候補者となりました。

候補者番号 **2** **はやせ** **ひろあや**

再任



略歴、地位および担当

1980年 4月	当社入社	2016年 1月	当社ビニルアセテート樹脂カンパニー長
2012年 4月	当社樹脂カンパニー ポパール樹脂事業部長	2016年 3月	当社取締役・専務執行役員
2012年 6月	当社執行役員	2020年 3月	当社代表取締役・専務執行役員（現任）
2013年 4月	当社ビニルアセテートカンパニー ポパール樹脂事業部長、生産技術 統括本部長	2021年 1月	当社ビニルアセテート樹脂カンパニー管掌（現任） ビニルアセテートフィルムカンパニー管掌（現任）
2014年 6月	当社常務執行役員	2022年 1月	当社ビニルアセテートフィルムカンパニー長（現任）
2015年 1月	当社ビニルアセテートフィルムカンパニー長		
2015年 3月	当社取締役・常務執行役員		

- 生年月日
1956年2月28日
- 所有する当社株式数
24,600株
- 取締役会出席状況
100%（14回／14回）

取締役候補者とした理由

生産技術分野、ビニルアセテート事業等における豊富な業務経験を有するとともに、2015年3月の就任以降、取締役として当社グループの経営の中核を担っており、引き続き当社の経営への貢献が期待できることから取締役候補者となりました。

候補者
番号

3

いとう まさあき
伊藤 正明

再任



略歴、地位および担当

1980年 4月	当社入社	2014年 4月	当社経営企画本部担当、CSR本部担当
2010年 4月	当社化学品カンパニー メタアクリル事業部長	2014年 6月	当社取締役・常務執行役員
2012年 6月	当社執行役員	2015年 1月	当社代表取締役社長
2013年 4月	当社機能材料カンパニー 副カンパニー長	2021年 1月	当社取締役会長（現任）
2013年 6月	当社常務執行役員	2021年 4月	社会医療法人同心会西条中央病院 理事長（現任）

生年月日

1957年6月23日

所有する当社株式数

67,000株

取締役会出席状況

100%（14回／14回）

重要な兼職の状況

社会医療法人同心会西条中央病院 理事長

取締役候補者とした理由

6年間にわたり当社社長として経営を牽引したことによる豊富な経験と専門知識を有することに加え、2021年1月の就任以降、会長として経営の効率性と公正性を確保するコーポレート・ガバナンス体制の向上を進めており、引き続き当社の経営への貢献が期待できることから取締役候補者となりました。

候補者
番号

4

さの よしまさ
佐野 義正

再任



略歴、地位および担当

1980年 4月	当社入社	2016年 3月	当社取締役・常務執行役員
2010年 4月	当社化学品カンパニー エラストマー事業部長	2017年 1月	当社機能材料カンパニー 炭素材料事業部長
2012年 6月	当社執行役員	2018年 1月	当社機能材料カンパニー長
2014年 4月	当社機能材料カンパニー メタアクリル事業部長	2020年 1月	当社繊維カンパニー長（現任） 大阪事業所担当（現任）
2016年 1月	当社機能材料カンパニー 副カンパニー長	2020年 3月	当社取締役・専務執行役員（現任）

生年月日

1956年4月12日

所有する当社株式数

25,300株

取締役会出席状況

100%（14回／14回）

取締役候補者とした理由

ビニリアセテート事業、化学品事業等における豊富な業務経験を有するとともに、2016年3月の就任以降、取締役として当社グループの経営の中核を担っており、引き続き当社の経営への貢献を期待できることから取締役候補者となりました。

候補者番号 **5** たが けいじ
多賀 敬治

再任



- 生年月日**
1961年10月16日
- 所有する当社株式数**
23,900株
- 取締役会出席状況**
100% (14回/14回)

略歴、地位および担当

1984年 4月	当社入社	2020年 1月	当社管理部門担当
2014年 4月	当社機能材料カンパニー メディカル事業部長	2022年 1月	当社サステナビリティ推進本部担 当 (現任)、グローバルデジタルト ランスフォーメーション推進室担 当、経理・財務本部担当 (現任)
2017年 3月	当社執行役員	2023年 1月	当社DX-IT本部担当 (現任)
2018年 1月	当社経営企画室担当 (現任) CSR本部担当		
2018年 3月	当社常務執行役員		
2019年 3月	当社取締役・常務執行役員 (現任)		

取締役候補者とした理由

繊維事業、メディカル事業、経営企画等における、海外勤務を含む豊富な業務経験を有するとともに、2019年3月の就任以降、取締役として当社グループの経営の中核を担っております。また、リスク・コンプライアンス委員会の委員長を務めるなど、当社グループのリスク管理、コンプライアンス強化の観点からも、引き続き当社の経営への貢献を期待できることから取締役候補者となりました。

候補者番号 **6** Matthias Gutweiler
マティアス グトヴァイラー

再任



- 生年月日**
1958年3月11日
- 所有する当社株式数**
0株
- 取締役会出席状況**
100% (14回/14回)

略歴、地位および担当

1988年 3月	Hoechst AG入社	2013年 4月	当社ビニルアセテートカンパニー PVB事業部長
1996年 6月	同社Mowiol工場長	2018年 3月	当社常務執行役員
2001年12月	Kuraray Specialities Europe入社	2020年 3月	当社取締役・常務執行役員 (現任)
2009年 1月	当社執行役員 Kuraray Europe GmbH 社長 (現任)		

重要な兼職の状況

Kuraray Europe GmbH 社長

取締役候補者とした理由

世界有数の総合化学企業で研究開発や工場管理に携わった実績および主要な欧州子会社の社長としての豊富な経験を有するとともに、2020年3月の就任以降、取締役として当社グループの経営の中核を担っております。また、当社の欧州グループ会社が参加する地域コンプライアンス委員会の委員長を務めており、グローバルなリスク管理の観点からも、引き続き当社の経営への貢献を期待できることから取締役候補者となりました。

候補者
番号

7

たか い のぶ ひこ
高井 信彦

再任



略歴、地位および担当

1984年 4月	当社入社	2019年 3月	当社常務執行役員
2014年 4月	当社イソプレンカンパニー ジェネスタ事業部長	2020年 1月	当社機能材料カンパニー長（現任）
2016年 3月	当社執行役員	2020年 3月	当社取締役・常務執行役員（現任）
2019年 1月	当社機能材料カンパニー 副カンパニー長、炭素材料事業部長		

■ 生年月日

1960年5月5日

■ 所有する当社株式数

12,600株

■ 取締役会出席状況

100%（14回／14回）

取締役候補者とした理由

ビニルアセテート事業、ジェネスタ事業、炭素材料事業等における豊富な業務経験を有するとともに、2020年3月の就任以降、取締役として当社グループの経営の中核を担っており、引き続き当社の経営への貢献を期待できることから取締役候補者としました。

候補者
番号

8

はまのじゅん
浜野 潤

再任

社外

独立



■ 生年月日

1951年2月27日

■ 所有する当社株式数

5,900株

■ 取締役会出席状況

100% (14回/14回)

略歴、地位および担当

1974年 4月	経済企画庁入庁	2013年 4月	株式会社電通（現 株式会社電通グループ）顧問
1999年 7月	経済企画庁長官官房秘書課長		
2004年 7月	内閣府政策統括官（経済財政運営担当）	2015年 6月	公益財団法人労働科学研究所（現 公益財団法人大原記念労働科学研究所）理事長（現任）
2006年 7月	内閣府審議官		
2008年 7月	内閣府大臣官房長	2016年 3月	当社取締役（現任）
2009年 7月	内閣府事務次官	2021年 6月	公益財団法人大原記念倉敷中央医療機構 代表理事理事長（現任）
2012年 1月	内閣府顧問		

重要な兼職の状況

公益財団法人大原記念労働科学研究所 理事長
公益財団法人大原記念倉敷中央医療機構 代表理事理事長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

経済企画庁、内閣府における経済行政などの豊富な経験と幅広い見識をもとに、客観的な立場から当社の経営に有用な意見・提言をいただくことが期待できるため、社外取締役候補者となりました。同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により当社の経営に対する確かな助言をいただけるなど、社外取締役としての職務を適切に執行できるものと考えております。なお、当社と公益財団法人大原記念倉敷中央医療機構との間には特別な関係はありません。また、当社は、現在、社会貢献活動の一環として、公益財団法人大原記念労働科学研究所の研究活動への支援のため、維持会費の支払いを行っておりますが、当該会費の年間支払額は1百万円未満であり、同氏は社外取締役としての独立性を十分に有していると判断しております。

候補者
番号

9 村田 啓子

再任

社外

独立



■ 生年月日

1962年2月25日

■ 所有する当社株式数

2,900株

■ 取締役会出席状況

100% (14回/14回)

略歴、地位および担当

1986年 4月	経済企画庁入庁	2017年 7月	日本生命保険相互会社 評議員 (現任)
2005年 8月	内閣府 政策統括官付参事官 (経済 財政 - 海外分析担当)	2018年 4月	首都大学東京 (現 東京都立大学) 大学院 経営学研究科 教授
2006年 8月	内閣府 日本学術会議事務局参事官 (国際担当)	2020年 3月	当社取締役 (現任)
2008年 7月	首都大学東京 (現 東京都立大学) 大学院 社会科学研究科 教授	2022年 4月	東京都立大学 名誉教授 (現任) 立正大学大学院 経済学研究科 教授 (現任)
2015年 5月	首都大学東京 (現 東京都立大学) 学長補佐		

重要な兼職の状況

東京都立大学 名誉教授
立正大学大学院 経済学研究科 教授

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

内閣府において経済行政や日本および海外分析に携わった経験と大学および大学院の教授としての高い見識をもとに、独立した立場で当社の経営および企業価値向上に資する有用な意見・提言をいただくことが期待できるため、社外取締役候補者としました。同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により当社の経営に対する確かな助言をいただけるなど、社外取締役としての職務を適切に執行できるものと考えております。なお、当社と東京都立大学および立正大学との間には特別な関係はないため、同氏は社外取締役としての独立性を十分に有していると判断しております。

候補者
番号

10

た な か さ と し
田 中 聡

再任

社外

独立



■ 生年月日

1958年2月27日

■ 所有する当社株式数

5,800株

■ 取締役会出席状況

93% (13回/14回)

略歴、地位および担当

1981年 4月	三井物産株式会社入社	2017年 6月	同社代表取締役副社長執行役員
2007年 4月	同社経営企画部長	2019年 4月	同社取締役
2011年 4月	同社執行役員	2019年 6月	同社顧問
2013年 4月	同社常務執行役員	2020年 3月	当社取締役 (現任)
2015年 4月	同社専務執行役員	2020年 4月	積水ハウス株式会社 社外取締役
	アジア・大洋州三井物産株式会社社長	2021年 1月	IHH Healthcare Berhad, Independent Director (現任)
2017年 4月	同社副社長執行役員	2021年 4月	積水ハウス株式会社 代表取締役 副社長執行役員 (現任)
	CAO (チーフ・アドミニストレイ ティブ・オフィサー)、CIO (チー フ・インフォメーション・オフィ サー)、CPO (チーフ・プライバシ ー・オフィサー)		

重要な兼職の状況

積水ハウス株式会社 代表取締役 副社長執行役員
IHH Healthcare Berhad, Independent Director

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

三井物産株式会社のコーポレートスタッフ部門担当役員や代表取締役を歴任されており、それにより培われた豊富な経験と幅広い見識を活かして、当社の経営に有用な意見・提言をいただくことが期待できるため、社外取締役候補者となりました。なお、当社と積水ハウス株式会社およびIHH Healthcare Berhadとの間には特別な関係はないため、同氏は社外取締役としての独立性を十分に有していると判断しております。

候補者
番号11 いと きよと
井戸 清人

再任

社外

独立



■ 生年月日

1950年10月30日

■ 所有する当社株式数

2,700株

■ 取締役会出席状況

100% (14回/14回)

略歴、地位および担当

1973年 4月	大蔵省（現 財務省）入省	2002年 7月	財務省大臣官房審議官（国際局担当）
1980年 3月	西ドイツ フランクフルト総領事館領事	2004年 7月	財務省国際局長
1989年 7月	米州開発銀行財務局次長	2006年 8月	日本銀行理事
1998年 7月	大臣官房参事官（副財務官）・ 審議官（国際局担当）	2011年 4月	株式会社国際経済研究所 副理事長
1999年 6月	外務省在アメリカ合衆国日本国大 使館公使	2021年 3月	当社取締役（現任） 株式会社ジャパンインベストメン トアドバイザー 社外取締役（現 任）

重要な兼職の状況

株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー 社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

財務省などにおける経済行政などの豊富な経験と外務省や専門的な研究機関における国際的な経験により培われた幅広い見識をもとに、独立した立場で当社の経営および企業価値向上に資する有用な意見・提言をいただくことが期待できるため、社外取締役候補者となりました。同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により当社の経営に対時的確な助言をいただけるなど、社外取締役としての職務を適切に執行できるものと考えております。なお、当社と株式会社ジャパンインベストメントアドバイザーとの間には特別な関係はないため、同氏は社外取締役としての独立性を十分に有していると判断しております。

- (注) 1. 伊藤正明氏は、社会医療法人同心会西条中央病院理事長であり、当社は同社会医療法人に対して寄附を行っております。その他各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
- (注) 2. 浜野 潤、村田啓子、田中 聡、井戸清人の各氏は、社外取締役の候補者です。
- (注) 3. 責任限定契約について
浜野 潤、村田啓子、田中 聡、井戸清人の各氏と当社とは会社法第423条第1項の賠償責任に関して、法定の最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合は同契約を継続する予定です。
- (注) 4. 社外役員の在任期間について
(1) 浜野 潤氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
(2) 村田啓子氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
(3) 田中 聡氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
(4) 井戸清人氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
- (注) 5. 独立役員の届出について
浜野 潤、村田啓子、田中 聡、井戸清人の各氏は、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準および当社が定める独立性に関する基準を満たしていることから、当社は各氏を同取引所が定める独立役員として届け出ており、各氏の再任が承認された場合は、独立役員の届出を継続する予定です。
- (注) 6. 役員等賠償責任保険契約について
当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者がその地位に基づき行った行為に起因してなされた損害賠償請求による賠償金および争訟費用を当該保険契約により填補することとしています。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 谷津朋美、小松健次の両氏が任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものです。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりです。

候補者
番号 **1** **谷津 朋美**

再任

社外

独立



生年月日

1960年5月30日

所有する当社株式数

0株

取締役会出席状況

100% (14回/14回)

監査役会出席状況

100% (13回/13回)

略歴、当社における地位

1983年 4月	東京エレクトロン株式会社入社	2015年 3月	ヤマハ発動機株式会社 社外監査役
1986年 10月	サンワ等松青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）入所	2015年 4月	TMI総合法律事務所パートナー
1990年 9月	公認会計士登録	2016年 6月	SMBC日興証券株式会社 社外取締役（現任）
2001年 10月	東京弁護士会登録、新東京法律事務所（後にビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所（外国法共同事業）と統合）入所	2017年 6月	株式会社IHI 社外監査役
		2019年 3月	当社監査役（現任）
2009年 6月	カルビー株式会社 社外監査役	2021年 3月	協和キリン株式会社 社外監査役（現任）
2010年 6月	大幸薬品株式会社 社外監査役	2022年 4月	谷津法律会計事務所 代表（現任）
2012年 3月	コクヨ株式会社 社外監査役		

重要な兼職の状況

弁護士（谷津法律会計事務所 代表）
SMBC日興証券株式会社 社外取締役
協和キリン株式会社 社外監査役

社外監査役候補者とした理由

公認会計士および弁護士としての幅広い見識と他の企業での社外役員としての豊富な経験を有しておられることから、当社の社外監査役に適任であると判断したため、社外監査役候補者となりました。同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、長年にわたる公認会計士、弁護士活動を通じて、会計や企業法務に関する専門的知見と豊富な経験を有しており、社外監査役としての職務を適切に執行できるものと判断しました。なお、当社と谷津法律会計事務所、SMBC日興証券株式会社および協和キリン株式会社との間には特別な関係はないため、同氏は社外監査役としての独立性を十分に有していると判断しております。

候補者
番号

2

こまつ けんじ
小松 健次

再任

社外

独立



略歴、当社における地位

1978年 4月	三菱商事株式会社入社	2016年 6月	株式会社コーチ・エイ 顧問
1996年 2月	GE International Inc. 入社	2018年 12月	株式会社API Consultants 顧問
2005年 7月	エコラボ株式会社（現 エコラボ合同会社）代表取締役社長	2019年 3月	当社監査役（現任）
2007年 4月	Ecolab Inc. Senior Vice President	2020年 5月	富士通コンポーネント株式会社 執行役員副社長
2010年 12月	サンデン株式会社 専務執行役員	2022年 10月	同社取締役（現任）
2011年 11月	Bain Capital Asia, LLC入社	2023年 1月	株式会社ロングリーチビジネスパートナーズ 代表取締役会長（現任）
2013年 3月	株式会社バルシステム24 取締役兼代表執行役社長・CEO		
2016年 3月	株式会社バルシステム24ホールディングス 取締役会長		

生年月日

1953年3月24日

所有する当社株式数

0株

取締役会出席状況

100%（14回／14回）

監査役会出席状況

100%（13回／13回）

重要な兼職の状況

富士通コンポーネント株式会社 取締役
株式会社ロングリーチビジネスパートナーズ 代表取締役会長

社外監査役候補者とした理由

国内外の多くの企業において経営に携わった実績があり、それにより培われた豊富な経験と幅広い見識を有しておられることから、当社の社外監査役に適任であると判断したため、社外監査役候補者となりました。なお、当社と富士通コンポーネント株式会社および株式会社ロングリーチビジネスパートナーズとの間には特別な関係はないため、同氏は社外監査役としての独立性を十分に有していると判断しております。

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

(注) 2. 谷津朋美および小松健次の両氏は、社外監査役の候補者です。

(注) 3. 谷津朋美および小松健次の両氏と当社とは会社法第423条第1項の賠償責任に関して、法定の最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合は同契約を継続する予定です。

(注) 4. 谷津朋美および小松健次の両氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

(注) 5. 谷津朋美および小松健次の両氏は、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準および当社が定める独立性に関する基準を満たしていることから、当社は両氏を同取引所が定める独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合は、独立役員の届出を継続する予定です。

(注) 6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者がその地位に基づき行った行為に起因してなされた損害賠償請求による賠償金および争訟費用を当該保険契約により填補することとしています。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(注) 7. 谷津朋美氏が株式会社IHの社外監査役として在任中の2019年3月に、同社は、民間航空機エンジン整備事業において不適切な検査が行われていたとして、経済産業省より認可を受けた修理の方法によって修理をするよう航空機製造事業法に基づく命令を受け、また同年4月に国土交通省より航空法に基づく業務改善命令を受けました。同氏は、事前に当該事実を認識しておりませんでした。日頃から法令遵守の重要性について注意を喚起しておりました。当該事実の判明後は、事実関係の調査や再発防止のための適切な措置の構築の状況等について確認し、法令遵守強化のための提言を行うなど、社外監査役として必要な対応を行っております。

(注) 8. 谷津朋美および小松健次の両氏が社外監査役として在任中の2019年11月に、当社は、東日本地区および近畿地区の浄水施設、ごみ焼却施設等の一部で使用される特定活性炭の製造、販売に関して独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。両氏は、当該事実の発生当時、当社の社外監査役に就任しておりませんでした。当該事実の判明後は、取締役会等において取り組みの内容を確認し、再発防止のための提言を行うなど、社外監査役として必要な対応を行っております。

(注) 9. 谷津朋美氏がSMBC日興証券株式会社の社外取締役として在任中の2022年10月に、同社は、上場株式の相場を安定させる目的をもって買付け等を行う行為など、金融商品取引法に違反する行為があったとして、金融庁より業務停止命令および改善措置命令を受けました。同氏は、事前に当該事実を認識しておりませんでした。日頃から法令遵守の重要性について注意を喚起しておりました。当該事実の判明後は、取締役会等において取り組みの内容を確認し、再発防止のための提言を行うなど、社外取締役として必要な対応を行っております。

(ご参考) 社外役員の独立性に関する基準

1. 当社は、以下の各号のいずれにも該当しない場合に、当該社外役員および社外役員候補者は当社に対し十分な独立性を有するものと判断します。
 - (1) 当社および当社の子会社（以下、併せて「当社グループ」といいます。）の業務執行者
 - (2) 当社グループを主要な取引先とする者またはその業務執行者
 - (3) 当社グループの主要な取引先またはその業務執行者
 - (4) 当社グループの主要な借入先またはその業務執行者
 - (5) 当社グループから多額の寄附を受けている者またはその業務執行者
 - (6) 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接に保有している者）またはその業務執行者
 - (7) 当社グループが大口出資者（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接に保有している者）となっている者の業務執行者
 - (8) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）
 - (9) 当社の法定監査を行う監査法人に所属する者
 - (10) 過去10年間に於いて、上記（1）に該当していた者
 - (11) 過去3年間に於いて、上記（2）～（9）のいずれかに該当していた者
 - (12) 当社グループと社外役員の相互就任の関係にある者
 - (13) 上記（1）～（11）に掲げる者の近親者
2. 上記の各号のいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、独立性を有する社外役員としてふさわしいと考える者については、当社は、当該人物がふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を、独立性を有する社外役員とすることができるものとします。

(ご参考) 取締役・監査役のスキル・マトリックス

第2号議案および第3号議案が原案どおり可決されますと、当社の役員の構成およびその有する主な知見や経験は次のとおりとなります。

	氏名	役員が有する知見・経験								
		企業経営	グローバル	営業・マーケティング	生産・設備技術	研究開発	法務・リスクマネジメント	財務・会計	環境・社会	人事労務
取締役	かわはら ひとし 川原 仁	○	○	○						
	はやせ ひろあや 早瀬 博章	○	○		○	○				
	いとう まさあき 伊藤 正明	○	○		○	○				
	さの よしまさ 佐野 義正		○	○						
	たが けいじ 多賀 敬治		○	○			○	○		
	マティアス グトヴァイラー	○	○		○	○				
	たかい のぶひこ 高井 信彦		○	○						
	はまの じゅん 浜野 潤								○	○
	むらた けいこ 村田 啓子		○					○	○	
	たなか さとし 田中 聡	○	○	○						○
いど きよと 井戸 清人		○					○	○		
監査役	なかやま かずひろ 中山 和 大		○		○	○			○	
	うえはら なおや 上原 直哉		○				○			
	ながはま みつひろ 永濱 光弘	○	○					○		○
	やつ ともみ 谷津 朋美						○	○		
	こまつ けんじ 小松 健次	○	○	○						

(注) 各取締役・監査役の有する知見や経験を最大4つ記載しております。上記一覧表は、各取締役・監査役の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

以上

ご参考

“独創性の高い技術” ▶ 世界ナンバーワン事業

世界ナンバーワン (オンリーワン含む) 製品 ※当社調べ



▲ ポパール樹脂



▲ 光学用ポパールフィルム



▲ 水溶性ポパールフィルム



▲ <エパール>

EVOH樹脂



▲ ビニロン / <クラロンK-II>

PVA繊維



▲ <ソルフィット>

アルコール系溶剤

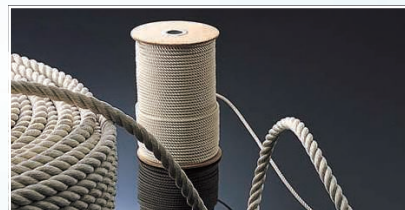


▲ <ジェネスタ>

耐熱性ポリアミド樹脂

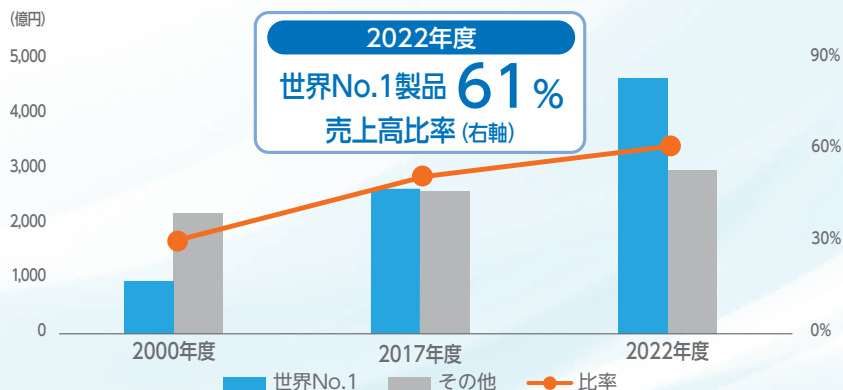


▲ 活性炭



▲ <ベクトラン>

高強ポリアリレート繊維



1 クラレグループの現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

全般的状況

当期における世界経済は、各国での経済活動の制限緩和に伴い、緩やかな回復が続きました。一方で、急速なインフレ進行を背景とした各国での政策金利の上昇、ロシアのウクライナ侵攻の長期化といった地政学リスクの影響などもあり、年後半には景気減速の動きがみられ、先行きが不透明で予断の許さない状況が続きました。

かかる状況下、当社グループは、当期からスタートした中期経営計画「PASSION 2026」に掲げる3つの挑戦、①機会としてのサステナビリティ、②ネットワーキングから始めるイノベーション、③人と組織のトランスフォーメーション、を推進しました。また、これまでに構築してきたグローバルネットワークを活かし、付加価値の高い製品の安定供給に注力するとともに、原燃料価格高騰の影響を受けた製品の価格改定を進めました。

その結果、当社グループの業績においては、売上高は756,376百万円（前年同期は629,370百万円）、営業利益は87,139百万円（同72,256百万円）、経常利益は84,060百万円（同68,765百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は54,307百万円（同37,262百万円）となりました。なお、当連結会計年度において、米国子会社の一部生産設備の停止などに伴う操業休止関連費用として5,785百万円を特別損失に計上しました。

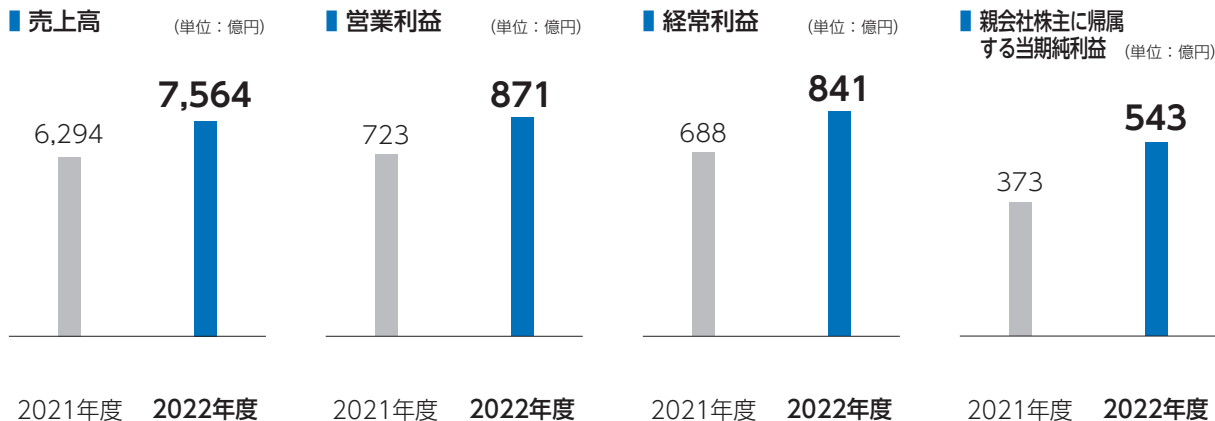
また、2022年1月1日に組織改定を行い、アクア事業のセグメント区分を「その他」から「機能材料」に変更しました。加えて、一部の内部取引利益の消去について、各セグメントおよび全社への配分方法を変更しました。当連結会計年度の比較および分析は、これらの変更を反映した数字に基づいています。さらに、2022年1月1日から「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を適用していますが、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従い、前連結会計年度においては、新たな会計方針を遡及適用していません。トレーディングセグメントおよび調整額の当連結会計年度の売上高が前期に比べ大きく変動していますが、これは主に、トレーディングセグメントにおける代理人取引の売上高の計上額について、収益認識会計基準等の適用により、取引総額から純額へと変更したことによるものです。なお、当該変更により、従来の方法に比べてトレーディングセグメントの売上高が84,985百万円減少しています。

【ご参考】

(単位：億円、単位未満四捨五入)

	2021年度	2022年度	前期比 (増減率)
売上高	6,294	7,564	—
営業利益	723	871	—
経常利益	688	841	—
親会社株主に帰属する当期純利益	373	543	—

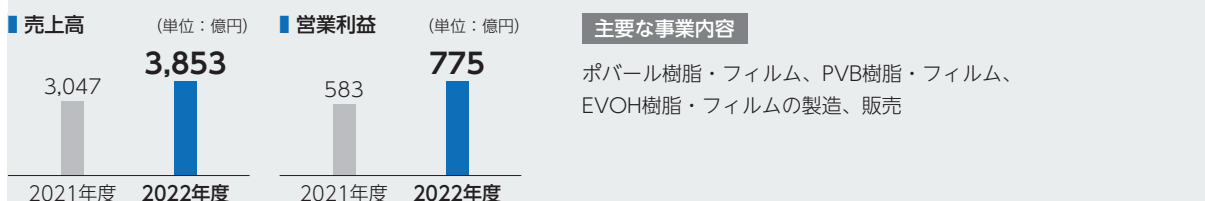
(注) 当期から「収益認識に関する会計基準」等を適用しているため、当期にかかる各数値については当該会計基準等を適用した後の数値となっており、増減率は記載していません。



セグメント別の状況

セグメント別の状況は次のとおりです。

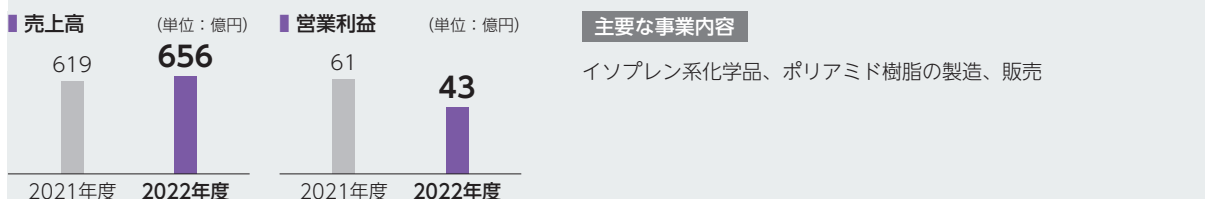
ビニルアセテート



当セグメントの売上高は385,345百万円（前年同期は304,690百万円）、営業利益は77,547百万円（同58,255百万円）となりました。

- ①ポパール樹脂は、米国子会社の一部生産設備の不具合による停止や、年後半の需要減退により販売量が減少しました。一方、原燃料価格高騰を受け、製品価格の改定を進めると同時に高付加価値品へのシフトを進めました。光学用ポパールフィルムは、年央以降液晶パネルの在庫調整の影響を受け、出荷が大幅に減少しました。なお、テレビ用パネル大型化のニーズに対応するため、倉敷事業所での設備投資（2024年央稼働予定、2022年5月9日公表）を決定しました。高機能中間膜は、PVBフィルムが北米の建築向けを中心に堅調に推移しました。水溶性ポパールフィルムは、洗濯用個包装洗剤向けの販売が堅調でした。
- ②EVOH樹脂〈エバル〉は、食品用途が好調で販売量が増加したことに加え、製品価格の改定を進めました。旺盛な需要に対応するため、生産性向上に努めるとともに、欧米での能力増強投資を決定しました。

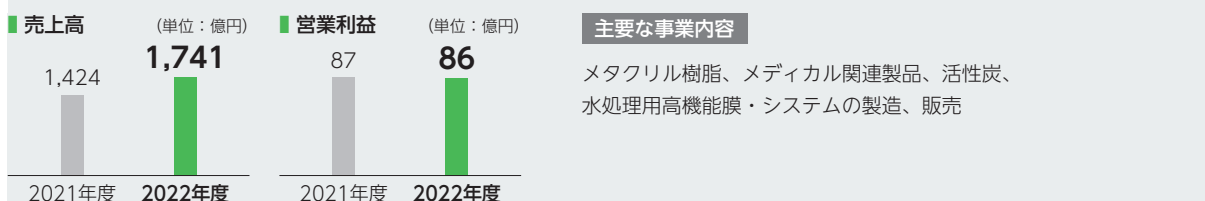
イソプレン



当セグメントの売上高は65,635百万円（前年同期は61,940百万円）、営業利益は4,270百万円（同6,080百万円）となりました。

- ①イソプレンケミカル、エラストマーは、原燃料価格高騰を受け製品価格の改定を進めました。一方で、一時的な原料調達難や、年後半の需要減退により販売量が減少しました。
- ②耐熱性ポリアミド樹脂〈ジェネスタ〉は、自動車部材や電気・電子デバイスの在庫調整などの影響を受け販売量が減少しました。

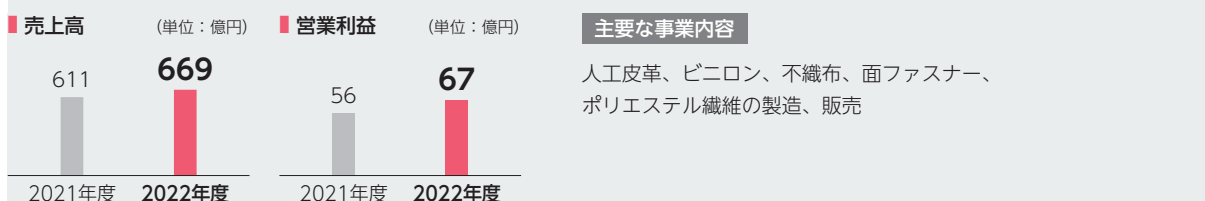
機能材料



当セグメントの売上高は174,059百万円（前年同期は142,366百万円）、営業利益は8,574百万円（同8,673百万円）となりました。

- ①メタクリルは、電気・電子デバイスの在庫調整などの影響を受け販売量が減少したことに加え、原料高と市況悪化の影響を受けました。
- ②メディカルは、国内外で審美治療用歯科材料の販売が拡大しました。
- ③環境ソリューションは、欧米を中心に飲料水や工業用途の需要が増え、活性炭の販売が拡大しました。また、原燃料価格高騰を受け、製品価格の改定を進めました。
- ④アクアは、中空糸水処理膜の需要が堅調に推移しました。

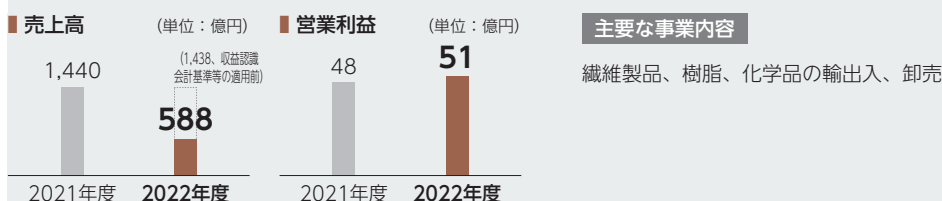
繊維



当セグメントの売上高は66,859百万円（前年同期は61,082百万円）、営業利益は6,736百万円（同5,608百万円）となりました。

- ①人工皮革〈クラリーノ〉は、車両用途およびラグジュアリー用途で販売が拡大しました。
- ②繊維資材は、ビニロンが自動車生産回復の遅れや、年後半には景気減速の影響を受けました。一方、〈ベクトラン〉は輸出を中心に販売が順調に推移しました。
- ③生活資材は、〈クラフレックス〉の衛生用途で出荷が増えたものの、外食産業の需要が低調でした。

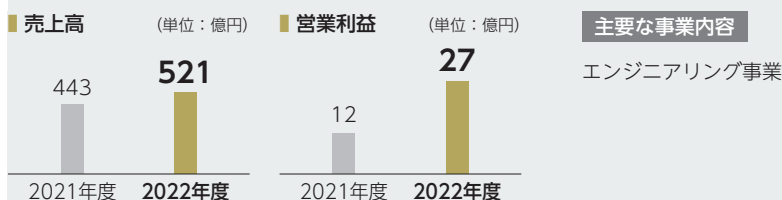
トレーディング



当セグメントの売上高は58,844百万円（前年同期は144,027百万円）、営業利益は5,121百万円（同4,842百万円）となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は84,985百万円減少しています。

- ① 繊維関連事業は、ウェアラブル等のスポーツ衣料を中心に販売が拡大しました。
- ② 樹脂・化成品関連事業は、年前半はアジア市場で順調に推移したものの、年後半は景気減速の影響を受けました。

その他



その他事業は、国内関連会社の販売が回復し、売上高は52,051百万円（前年同期は44,327百万円）、営業利益は2,679百万円（同1,206百万円）となりました。

【ご参考】 セグメント別の売上高・営業利益

(単位: 億円、単位未満四捨五入)

	売上高			営業利益		
	2021年度	2022年度	前期比 (増減率)	2021年度	2022年度	前期比 (増減率)
ビニルアセテート	3,047	3,853	—	583	775	—
イソプレレン	619	656	—	61	43	—
機能材料	1,424	1,741	—	87	86	—
繊維	611	669	—	56	67	—
トレーディング	1,440	588	—	48	51	—
その他	443	521	—	12	27	—
消去または全社	△1,291	△464	—	△124	△178	—
合計	6,294	7,564	—	723	871	—

(注) 当期から「収益認識に関する会計基準」等を適用しているため、当期にかかる各数値については当該会計基準等を適用した後の数値となっており、増減率は記載しておりません。

2. 設備投資の状況

当期に実施した設備投資の主なものは、次のとおりです。

①当期中に完成した主要設備

- ・ 当社
動力設備の設置（ビニルアセテート事業および繊維事業）

②当期継続中の主要設備の新設、拡充

- ・ 当社
光学用ポパールフィルム生産設備の増設（ビニルアセテート事業）
- ・ Kuraray GC Advanced Materials Co., Ltd.およびKuraray Advanced Chemicals (Thailand) Co., Ltd.
化学品生産プラントの新設（イソプレン事業）
- ・ Calgon Carbon Corporation
活性炭生産設備の増強（機能材料事業）

3. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

特記すべき重要な事項はありません。

4. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

5. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

6. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

特記すべき重要な事項はありません。

7. 資金調達状況

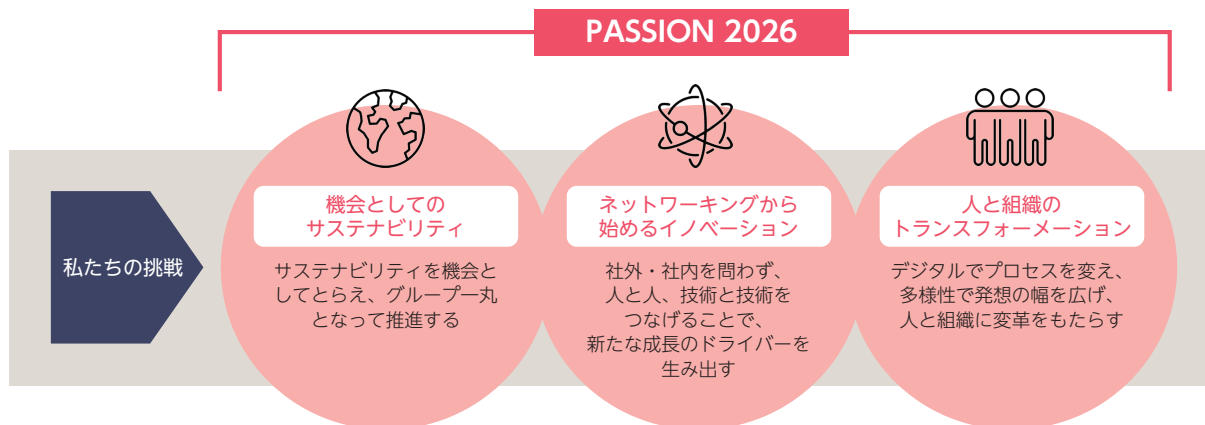
当期の資金需要に対応するため、主に金融機関からの借入および社債の発行により資金調達を行いました。

8. クラレグループが対処すべき課題

クラレグループは、企業ステートメントの使命「世のため人のため、他人（ひと）のやれないことをやる」のもと、創立100周年となる2026年度に向けた長期ビジョン『Kuraray Vision 2026』で掲げる「独自の技術に新たな要素を取り込み、顧客、社会、地球に貢献し、持続的に成長するスペシャリティ化学企業」を目指しています。

当社グループは、この長期ビジョン『Kuraray Vision 2026』の実現に向けて、2022年度から始まった5ヶ年の中期経営計画「PASSION 2026」で以下3つの挑戦を設定しています。

- ① 機会としてのサステナビリティ
サステナビリティを機会としてとらえ、グループ一丸となって推進します。
- ② ネットワーキングから始めるイノベーション
社外・社内を問わず、人と人、技術と技術をつなげることで、新たな成長のドライバーを生み出します。
- ③ 人と組織のトランスフォーメーション
デジタルでプロセスを変え、多様性で発想の幅を広げ、人と組織に変革をもたらします。



中期経営計画「PASSION 2026」の2年目となる2023年度の経済環境は、ロシア・ウクライナ情勢を始めとする地政学リスクに加え、欧米を中心とした金融引き締めによる景気減速のリスクが残るものの、年後半には回復基調に転じることが期待されます。かかる環境下、当社グループでは、イソブレン タイ拠点、水溶性ポリアルフィルム ポーランド新工場、米国での活性炭製造設備などを確実に立ち上げるとともに、成長事業への重点的な資源配分により事業ポートフォリオの高度化を図ります。当社グループは創立100周年となる2026年度に向け、持続的に成長するスペシャリティ化学企業として今後も挑戦し続けます。

当社は株主の皆様に対する利益配分を経営の重要課題と位置付け、中期経営計画「PASSION 2026」期間中においては、親会社株主に帰属する当期純利益に対する総還元性向35%以上、かつ1株につき年間配当金40円以上を基本方針としています。2022年度の配当につきましては、前回予想を修正し、1株につき中間配当金は21円、期末配当金は23円、年間配当金は44円とさせていただきます。なお、2022年2月9日開催の取締役会において自己株式の取得を決議し、942万株、約100億円の取得を行いました。

また、当社グループは創業当時から、事業活動を通じ自然環境・生活環境の向上を目指すことで社会のサステナブルな発展に貢献する経営を行ってきました。サステナビリティを重要な経営戦略の一つと捉え、当社と社会が持続的に発展するための優先すべき重要課題（マテリアリティ）を経営レベルで選定し、課題の解決に全社的に取り組んでいます。

中期経営計画「PASSION 2026」においては、当社グループが取り組むサステナビリティに関連する施策を「サステナビリティ中期計画」としてまとめています。

気候変動については気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）提言への賛同を表明し、TCFDが推奨する「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」の4項目で開示の充実に努めています。当社グループはサステナビリティを積極的に推進し、独自性の高い技術と製品で自然環境と人々の豊かな生活に貢献してまいります。当社グループのサステナビリティに関する取り組みの詳細やTCFDの枠組みに基づく開示については、当社のウェブサイトに掲載しています。

クラレレポート（統合報告書） https://www.kuraray.co.jp/csr/report_backnumber

サステナビリティウェブサイト <https://www.kuraray.co.jp/csr>

サステナビリティ中期計画 <https://www.kuraray.co.jp/csr/report2022/4p-model>

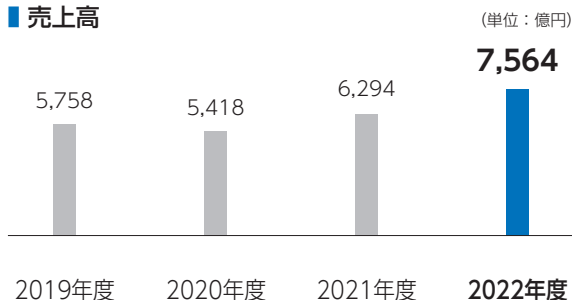
なお、2018年5月に米国子会社で外部委託業者の作業員に負傷を伴う火災事故が発生し、損害賠償を求める民事訴訟が提起されていますが、現在は一部の原告についてのみ係属中です。このような事故を起こさないために、2019年度から開始した海外主要化学プラントの安全監査を継続し、安全対策の見直し・強化を図っています。また、定期的なリスクアセスメントを実施し、抽出されたリスクについては想定される被害の大きさや現状の安全対策のレベルに応じて追加対策を講じリスクの低減に努めています。加えて、2022年度に化学プラントと活性炭プラントを対象とするグローバルPSM（プロセス・セーフティ・マネジメント）監査チームを新たに設置し、活動を開始しました。保安防災に精通した同チームによる組織横断的な活動を通じて多面的に課題を抽出・把握するとともに、改善に向けた知見の情報共有・水平展開を強化します。

9. 財産および損益の状況の推移

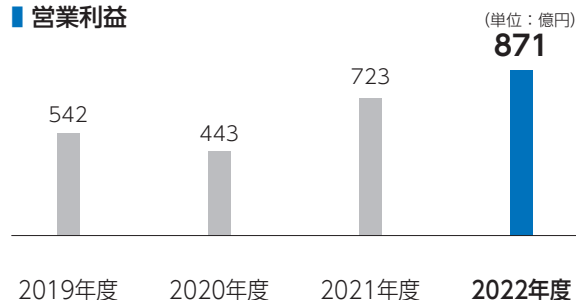
区分	2019年度 (第139期)	2020年度 (第140期)	2021年度 (第141期)	2022年度(当期) (第142期)
売上高 (百万円)	575,807	541,797	629,370	756,376
営業利益 (百万円)	54,173	44,341	72,256	87,139
経常利益 (百万円)	48,271	39,740	68,765	84,060
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	△1,956	2,570	37,262	54,307
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△5.66	7.48	108.32	161.13
総資産 (百万円)	991,149	1,051,584	1,091,014	1,221,533
純資産 (百万円)	538,545	515,481	579,602	668,534

(注) 当期から「収益認識に関する会計基準」等を適用しているため、当期にかかる各数値については当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

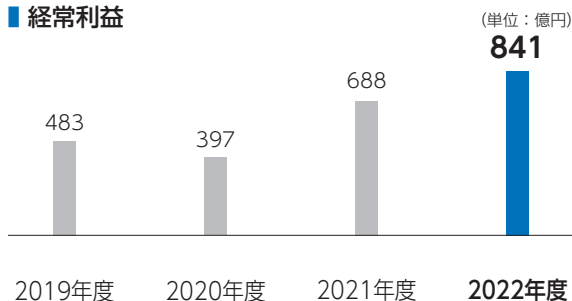
■ 売上高



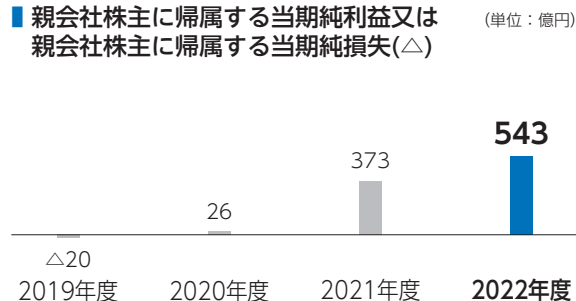
■ 営業利益



■ 経常利益



■ 親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)



10. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率(%)	主要な事業内容
クラレトレーディング株式会社	百万円 2,200	100.0	繊維製品、樹脂、化学品の輸出入、卸売
クラレノリタケデンタル株式会社	百万円 300	66.7	歯科材料の製造、販売
クラレプラスチック株式会社	百万円 180	100.0	ゴム、化成品の成型品、樹脂コンパウンド、ラミネート製品の製造、販売
クラレエンジニアリング株式会社	百万円 150	100.0	各種プラントの設計、施工
クラレテクノ株式会社	百万円 100	100.0	生産付帯業務、物流サービスの受託および人材派遣・紹介業
クラレクラフレックス株式会社	百万円 100	100.0	不織布製品の製造、加工、販売
クラレファスニング株式会社	百万円 100	70.0	面ファスナーおよびその関連製品の製造、販売
Kuraray Holdings U.S.A., Inc.	千米ドル 865,031	100.0	米国子会社の持株・統括機能
Kuraray America, Inc. (注)2.	千米ドル 10,101	100.0 (100.0)	繊維製品、樹脂、化学品の輸出入、販売およびポパール樹脂、PVB樹脂・フィルム、EVOH樹脂、熱可塑性エラストマーの製造、販売
MonoSol, LLC (注)3.	千米ドル 59,050	100.0 (100.0)	産業用ポパールフィルムの製造、販売
Calgon Carbon Corporation (注)2.	千米ドル 618	100.0 (100.0)	活性炭および水処理機器の製造、販売
Kuraray Europe GmbH	千ユーロ 31,188	100.0	繊維製品、化学品の輸出入、販売およびポパール樹脂、PVB樹脂・フィルムの製造、販売
EVAl Europe N.V. (注)4.	千ユーロ 29,747	100.0 (100.0)	EVOH樹脂の製造、販売
Kuraray Asia Pacific Pte. Ltd.	千米ドル 29,775	100.0	ポパール樹脂の製造、販売
可楽麗国際貿易(上海)有限公司	千米ドル 8,000	100.0	樹脂、化学品の輸入、販売
可楽麗管理(上海)有限公司	千米ドル 3,000	100.0	中国内グループ会社へのファイナンス・間接機能提供および当社グループの中国事業拡大・進出検討支援
可楽麗亜克力(張家港)有限公司	千米ドル 15,280	100.0	アクリル樹脂板の製造、販売
可楽麗香港有限公司	千香港ドル 4,650	100.0	人工皮革の販売
Kuraray Korea Ltd.	百万ウォン 2,107	100.0	PVBフィルムの製造、販売
Plantic Technologies Limited	千豪ドル 131,511	100.0	バイオマス由来<PLANTIC>フィルムの製造、販売
Kuraray Specialities (Thailand) Co., Ltd.	百万タイバーツ 5,718	100.0	樹脂、化学品の輸入、販売、市場開発

(注) 1. 「当社の出資比率」欄の(内書)は間接所有割合です。

(注) 2. Kuraray America, Inc.およびCalgon Carbon Corporationは、Kuraray Holdings U.S.A., Inc.の100%子会社です。

(注) 3. MonoSol, LLCは、Kuraray Holdings U.S.A., Inc.の100%子会社であるMonoSol Holdings, Inc.の100%子会社です。

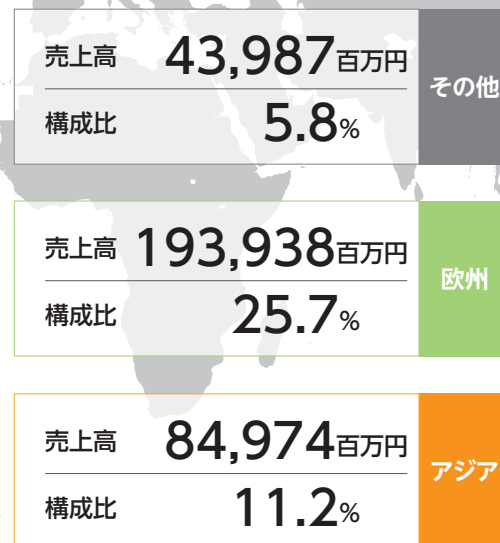
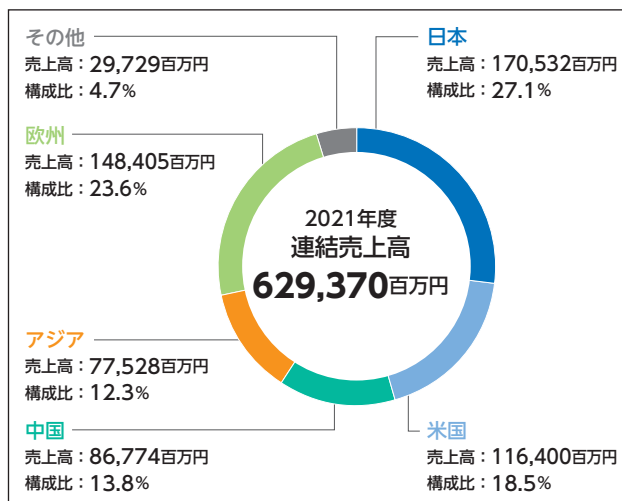
(注) 4. EVAl Europe N.V.は、Kuraray Europe GmbHの100%子会社です。

11. 主要な拠点

国内

	名称	所在地
当社	本社	東京都千代田区
	大阪事業所	大阪市
	倉敷事業所	岡山県倉敷市
	西条事業所	愛媛県西条市
	岡山事業所	岡山市
	新潟事業所	新潟県胎内市
	鹿島事業所	茨城県神栖市
	鶴海事業所	岡山県備前市
	くらしき研究センター	岡山県倉敷市
	つくば研究センター	茨城県つくば市
当社グループ会社	クラレトレーディング株式会社	大阪市
	クラレノリタケデンタル株式会社	東京都千代田区
	クラレプラスチック株式会社	大阪市
	クラレエンジニアリング株式会社	大阪市
	クラレテクノ株式会社	大阪市
	クラレクラフレックス株式会社	大阪市
	クラレファスニング株式会社	大阪市

【ご参考】 連結売上高（国・地域別）

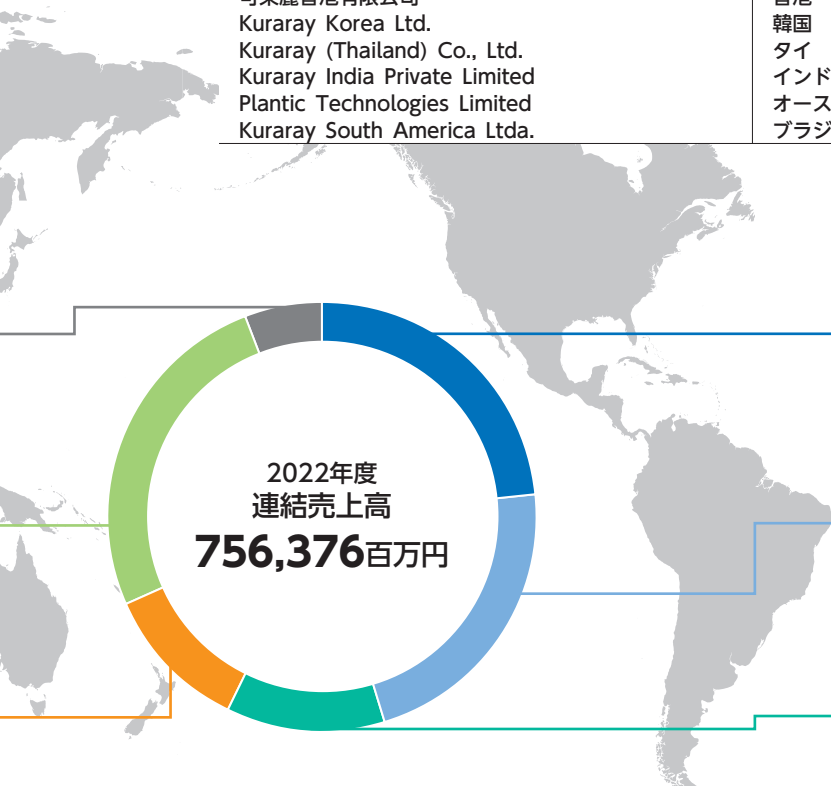


(注) 1. 国または地域は、地理的の近接度により、米国、中国、欧州、アジア、その他に区分しています。

(注) 2. 連結売上高（国・地域別）は、顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しています。

海外

名称	所在地
Kuraray America, Inc.	米国
KAI Corporate R&D	米国
MonoSol, LLC	米国、英国
Calgon Carbon Corporation	米国、英国、イタリア、ベルギー、フランス、中国
Kuraray Europe GmbH	ドイツ
EVAL Europe N.V.	ベルギー
OOO TROSIFOL	ロシア
Kuraray Asia Pacific Pte. Ltd.	シンガポール
可楽麗管理（上海）有限公司	中国
可楽麗国際貿易（上海）有限公司	中国
可楽麗亚克力（張家港）有限公司	中国
可楽麗香港有限公司	香港
Kuraray Korea Ltd.	韓国
Kuraray (Thailand) Co., Ltd.	タイ
Kuraray India Private Limited	インド
Plantic Technologies Limited	オーストラリア
Kuraray South America Ltda.	ブラジル



12. 従業員の状況

セグメント区分	従業員数 (名)	前期末比増減 (名)
ビニルアセテート	4,328	138
イソプレン	1,151	60
機能材料	3,094	173
繊維	1,413	15
トレーディング	425	53
その他	1,041	△94
全社 (共通)	251	28
合計	11,703	373

13. 主要な借入先

借入先	借入残高
日本生命保険相互会社	25,500百万円
株式会社三菱UFJ銀行	21,820百万円
株式会社中国銀行	21,702百万円
株式会社みずほ銀行	18,516百万円
株式会社日本政策投資銀行	16,000百万円

(注) 1. 上記の借入残高には、借入先の海外現地法人からの借入を含みます。

(注) 2. 上記のほか、シンジケートローンによる借入が80,000百万円あります。

14. その他クラレグループの現況に関する重要な事項

特記すべき重要な事項はありません。

2 当社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数

1,000,000,000株

2. 発行済株式の総数

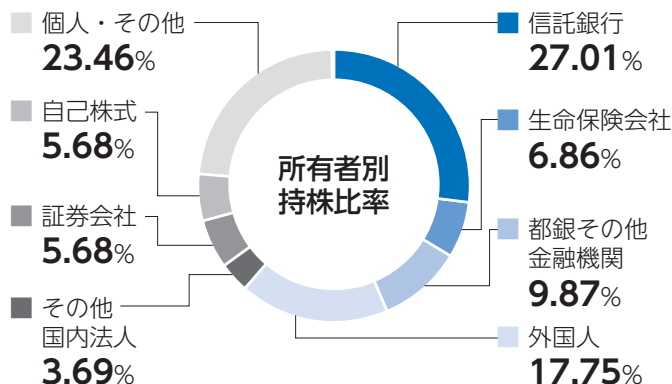
354,863,603株

(自己株式 20,171,061株を含む)

3. 株主数

105,644名

4. 大株主



株主名	持株数 (千株)	出資比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	61,150	18.27
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	28,469	8.51
全国共済農業協同組合連合会	10,882	3.25
日本生命保険相互会社	10,448	3.12
クラレ従業員持株会	6,151	1.84
SMBC日興証券株式会社	6,099	1.82
明治安田生命保険相互会社	5,969	1.78
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	4,808	1.44
クラレ持株会	4,671	1.40
日本証券金融株式会社	4,510	1.35

(注)「出資比率」は自己株式(20,171,061株)を控除して計算しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は、次のとおりです。

役員区分	対象人員	株式数
取締役 (社外取締役を除く)	6名	24,500株

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、41頁「4. 役員の報酬等の総額」に記載しております。

3 当社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末における当社役員の新株予約権の保有状況

- ①保有する新株予約権の数
391個
- ②目的となる株式の種類および数
普通株式 195,500株（新株予約権1個につき500株）
- ③当社役員の保有状況

	名称	行使期間	払込金額 行使価額	個数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	2013年5月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2013年5月15日～ 2028年5月14日	1,482円 1円	9個	3名
	2014年5月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2014年5月15日～ 2029年5月14日	1,119円 1円	11個	3名
	2015年2月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2015年2月17日～ 2030年2月16日	1,352円 1円	16個	3名
	2016年2月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2016年2月10日～ 2031年2月9日	1,200円 1円	31個	3名
	2017年2月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2017年2月9日～ 2032年2月8日	1,538円 1円	46個	5名
	2018年2月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2018年2月15日～ 2033年2月14日	1,761円 1円	32個	6名
	2019年2月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2019年2月14日～ 2034年2月13日	1,466円 1円	56個	6名
	2020年2月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2020年2月14日～ 2035年2月13日	1,314円 1円	74個	6名
	2021年2月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2021年2月12日～ 2036年2月11日	1,174円 1円	102個	6名

	名称	行使期間	払込金額 行使価額	個数	保有者数
社外取締役	2017年2月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2017年2月9日～ 2032年2月8日	1,538円 1円	2個	1名
	2018年2月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2018年2月15日～ 2033年2月14日	1,761円 1円	2個	1名
	2019年2月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2019年2月14日～ 2034年2月13日	1,466円 1円	2個	1名
	2020年2月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2020年2月14日～ 2035年2月13日	1,314円 1円	2個	1名
	2021年2月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2021年2月12日～ 2036年2月11日	1,174円 1円	6個	3名

(注) 1. 「払込金額」および「行使価額」は、いずれも1株当たりの金額です。

(注) 2. 株式報酬型ストックオプションの発行に際し、上記払込金額に基づく債務は当社に対する報酬債権と相殺され、金銭の払込はありません。

(注) 3. 上記には当社執行役員を兼ねている者に執行役員分として交付した新株予約権（株式報酬型ストックオプション）が含まれております。

(注) 4. 監査役が保有する新株予約権はありません。

2. 当事業年度中に当社使用人、子会社役員および使用人に対して交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

4 当社の役員に関する事項

1. 取締役および監査役

地位	氏名	担当または重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	川原 仁	
取締役 (代表取締役) (専務執行役員)	早瀬 博章	当社ビニルアセテート樹脂カンパニー管掌、ビニルアセテートフィルムカンパニー管掌、ビニルアセテートフィルムカンパニー長
取締役会長	伊藤 正明	社会医療法人同心会西条中央病院 理事長
取締役 (専務執行役員)	佐野 義正	当社繊維カンパニー長、大阪事業所担当
取締役 (常務執行役員)	多賀 敬治	当社経営企画室担当、サステナビリティ推進本部担当、グローバルデジタルトランスフォーメーション推進室担当、経理・財務本部担当
取締役 (常務執行役員)	マティアス グトヴァイラー	Kuraray Europe GmbH 社長
取締役 (常務執行役員)	高井 信彦	当社機能材料カンパニー長
取締役	浜野 潤	公益財団法人大原記念労働科学研究所 理事長 公益財団法人大原記念倉敷中央医療機構 代表理事理事長
取締役	村田 啓子	東京都立大学 名誉教授 立正大学大学院 経済学研究科 教授
取締役	田中 聡	積水ハウス株式会社 代表取締役 副社長執行役員 IHH Healthcare Berhad, Independent Director
取締役	井戸 清人	株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー 社外取締役
常勤監査役	中山 和夫	
常勤監査役	上原 直哉	
監査役	永濱 光弘	アズビル株式会社 社外取締役、日本精工株式会社 社外取締役
監査役	谷津 朋美	弁護士 (谷津法律会計事務所 代表)、SMBC日興証券株式会社 社外取締役、協和キリン株式会社 社外監査役
監査役	小松 健次	富士通コンポーネント株式会社 取締役

(注) 1. 取締役のうち、浜野 潤、村田啓子、田中 聡、井戸清人の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

(注) 2. 監査役のうち、永濱光弘、谷津朋美、小松健次の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

(注) 3. 監査役永濱光弘氏は、長年金融証券業務に携わり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役谷津朋美氏は、公認会計士資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(注) 4. 当社は、取締役浜野 潤、村田啓子、田中 聡、井戸清人および監査役永濱光弘、谷津朋美、小松健次の各氏を、東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。

(注) 5. 当社と公益財団法人大原記念倉敷中央医療機構との間には特別な関係はありません。また、当社は、社会貢献活動の一環として、公益財団法人大原記念労働科学研究所の研究活動への支援のため、維持会費の支払いを行っておりますが、当該会費の年間支払額は1百万円未満であり、浜野 潤氏は社外取締役としての独立性を十分に有していると判断しております。

- (注) 6. 当社と東京都立大学および立正大学との間には特別な関係はないため、村田啓子氏は社外取締役としての独立性を十分に有していると判断しております。
- (注) 7. 当社と積水ハウス株式会社およびIHH Healthcare Berhadとの間には特別な関係はないため、田中 聡氏は社外取締役としての独立性を十分に有していると判断しております。
- (注) 8. 当社と株式会社ジャパンインベストメントアドバイザーとの間には特別な関係はないため、井戸清人氏は社外取締役としての独立性を十分に有していると判断しております。
- (注) 9. 当社とアズビル株式会社および日本精工株式会社との間には特別な関係はないため、永濱光弘氏は社外監査役としての独立性を十分に有していると判断しております。
- (注) 10. 当社と谷津法律会計事務所、SMBC日興証券株式会社および協和キリン株式会社との間には特別な関係はないため、谷津朋美氏は社外監査役としての独立性を十分に有していると判断しております。
- (注) 11. 当社と富士通コンポーネント株式会社との間には特別な関係はないため、小松健次氏は社外監査役としての独立性を十分に有していると判断しております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社定款に基づき、当社は社外取締役および監査役の全員と責任限定契約を締結しております。その内容の概要は次のとおりです。

社外取締役および監査役は当該契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとします。

3. 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者がその地位に基づき行った行為に起因してなされた損害賠償請求による賠償金および争訟費用を当該保険契約により填補することとしています。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社および子会社において役員、執行役員および管理・監督の立場にある従業員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しています。

また、被保険者に期待される役割が損なわれないようにするため、填補限度額および免責事由を設定しています。

4. 役員報酬等の総額

単位：百万円（百万円未満切捨表示）

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額				対象となる役員員数 (名)
		金銭報酬			株式報酬	
		定額報酬	業績連動型報酬 (注) 3.	その他 (注) 4.	譲渡制限付株式報酬 (注) 5.	
取締役 (うち社外取締役)	536 (57)	321 (57)	185 (-)	1 (-)	27 (-)	12 (4)
監査役 (うち社外監査役)	95 (37)	95 (37)	-	-	-	5 (3)

(注) 1. 当社の取締役および監査役の報酬等については、次のとおり決議されております。

		株主総会決議日	決議に係る員数
①取締役 金銭報酬額	年額 800百万円以内 (うち社外取締役分は 100百万円以内)	第131回定時株主総会 (2012年6月22日開催)	10名 (うち社外取締役2名)
②取締役 譲渡制限付株式報酬額 (①とは別枠)	年額 90百万円以内、かつ 年間 60千株以内	第140回定時株主総会 (2021年3月25日開催)	8名
③監査役 報酬額	年額 100百万円以内	第125回定時株主総会 (2006年6月28日開催)	5名

(注) 2. 上記の報酬等の金額は、経営諮問委員会において次頁以降に記載の決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行い、その内容を取締役会が十分に勘案したうえで決定しており、当該金額は次頁以降に記載の決定方針に沿うものであると判断しております。

(注) 3. 業績連動型報酬の内容、指標の選定理由および算定方法は、次頁以降の決定方針に記載のとおりです。算定する指標となる当事業年度の「親会社株主に帰属する当期純利益」は、31頁の「9. 財産および損益の状況の推移」に記載のとおりです。

(注) 4. 国内非居住の取締役1名に対して、譲渡制限付株式報酬の代わりに、株価連動型金銭報酬（ファントムストック）を、金銭報酬の報酬枠の範囲内で支給しております。

(注) 5. 取締役7名分の譲渡制限付株式報酬です。なお、本譲渡制限付株式報酬とは別に、執行役員を兼ねている取締役5名に対する執行役員分の譲渡制限付株式報酬は14百万円です。

(注) 6. 上記の「対象となる役員員数」には、2022年3月24日開催の当社第141回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

(注) 7. 上記の報酬等の金額は、当事業年度における費用計上額を記載しております。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

1. 取締役の報酬等の決定に関する基本方針

当社の取締役の報酬等は、長期的・持続的な企業業績および企業価値の向上を実現させるため、職責に相応しい有能な取締役の確保・定着も考慮した競争力のある報酬水準および報酬体系とすることを基本方針とし、①職責に応じた基本報酬としての定額報酬、②単年度の業績の達成を目指すためのインセンティブとしての業績連動型報酬、および③適正な会社経営を通じた中長期的な企業価値の向上と株主との価値共有を図ることを目的とした株式報酬の3つの部分により構成します。ただし、社外取締役については独立した立場から経営の監督を行う役割を担うことから定額報酬のみとし、業績連動型報酬や株式報酬は設けません。

具体的な報酬水準と報酬体系については、専門性のある外部調査機関が行う東京証券取引所プライム市場上場企業等を対象にした役員報酬調査の結果と従業員最上位職の給与を参考にしつつ、社外役員と社外有識者を中心とする経営諮問委員会が、適切な報酬水準・体系であるかを検証・審議したうえで、その結果を取締役会に答申します。取締役会は、当該答申を十分に勘案し、報酬水準と報酬体系を決定するものとします。

2. 報酬等を与える時期

上記1に記載の報酬等を与える時期は以下のとおりとします。

報酬等の種類	報酬を与える時期
定額報酬 (金銭報酬)	月例の固定報酬として支給します。
業績連動型報酬 (金銭報酬)	賞与として毎年1回一定の時期に支給します。
譲渡制限付株式報酬 ^{(注)1、(注)2} (株式報酬)	毎年1回一定の時期に支給します。

(注) 1. 譲渡制限付株式報酬は、2021年3月25日開催の当社第140回定時株主総会において、従来のストックオプションに代わり、新たに導入しています。

(注) 2. 国内非居住の取締役に、譲渡制限付株式報酬に代えて、株価連動型金銭報酬（ファントムストック）を支給し、当該取締役の退任時に、退任時の株価に連動させた金銭報酬を支払うものとします。

3. 報酬等の決定方法

1) 取締役の報酬等の総額の限度額

当社の取締役の報酬等の総額は、下表の限度額の範囲とします。

	報酬等の種類	総額限度額	決議
①	金銭報酬	年額 800百万円以内	第131回定時株主総会
②	譲渡制限付株式報酬（①とは別枠）	年額 90百万円以内、かつ 年間 60千株以内	第140回定時株主総会

2) 報酬等の割合

各取締役における報酬等の種類ごとの割合は、以下の割合を目安とします。(年初目標達成時の場合)



3) 報酬等の額の決定方法

各取締役の個人別の報酬等の額の決定方法の方針は、下表のとおりとします。定額報酬および業績連動型報酬については、社外役員と社外有識者を中心とする経営諮問委員会において、各算定方法に基づき算出された金額を客観的な立場で評価し、その結果を取締役に答申します。取締役会は、当該答申の内容を十分に勘案したうえで、各取締役の報酬額を決定します。

また、譲渡制限付株式報酬については、算定方法に基づき算定し、各取締役の付与数を取締役会で決議して決定します。

報酬等の種類	決定方法等								
定額報酬 (金銭報酬)	(社長) 社長の定額報酬月額は、管理職最上位者の定例給与月額の約6倍とします。								
	(社長以外の取締役) 社長の定額報酬に役位別に定められた報酬指数を乗じて算出します。								
	〈取締役の役位別報酬指数〉								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>社長</th> <th>会長</th> <th>専務執行役員</th> <th>常務執行役員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100</td> <td>90</td> <td>65</td> <td>55</td> </tr> </tbody> </table>	社長	会長	専務執行役員	常務執行役員	100	90	65	55
	社長	会長	専務執行役員	常務執行役員					
100	90	65	55						
社長以外の取締役で代表権を有する場合は5ポイント加算します。									
なお、社外取締役は、東京証券取引所プライム市場上場企業等の社外取締役の報酬水準を参照して決定します。									

報酬等の種類	決定方法等						
<p>業績連動型報酬 (金銭報酬)</p>	<p>(社長) 業績連動型報酬（賞与）を算定する指標は、事業運営と会社経営の結果を顕著に表す「親会社株主に帰属する当期純利益」とし、以下の算式により算定した金額を支給します。</p> <p>支給額＝親会社株主に帰属する当期純利益×0.75／1000× 全社業績反映率100%</p> <p>(社長以外の取締役) 社長の業績連動型報酬（賞与）に、定額報酬と同様の役位別報酬指数を乗じて算出した金額を支給します。ただし、事業部門を担当する取締役は、事業業績を最大化するためのインセンティブとして、全社業績反映は80%としたうえで、別途、所管する事業部門の業績反映を行い、事業業績加算として+0%～+40%の範囲内で加算を行い支給します。</p> <p>業績連動型報酬（賞与）の算式</p> <table border="1" data-bbox="465 672 1348 876"> <thead> <tr> <th data-bbox="465 672 707 718">対象</th> <th data-bbox="707 672 1348 718">算式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="465 718 707 786">コーポレート部門を担当する取締役</td> <td data-bbox="707 718 1348 786">支給額＝親会社株主に帰属する当期純利益×0.75／1000×役位別報酬指数*1／100×全社業績反映率100%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="465 786 707 876">事業部門を担当する取締役</td> <td data-bbox="707 786 1348 876">支給額＝親会社株主に帰属する当期純利益×0.75／1000×役位別報酬指数／100×（全社業績反映率80%＋事業業績加算率*2 0%～40%）</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 1 役位別報酬指数は、定額報酬の役位別報酬指数と同一とします。 * 2 事業業績加算率は、担当する事業セグメントの売上高と営業利益の計画達成率と、営業利益の対前年度増減度等を評価して算出します。</p>	対象	算式	コーポレート部門を担当する取締役	支給額＝親会社株主に帰属する当期純利益×0.75／1000×役位別報酬指数*1／100×全社業績反映率100%	事業部門を担当する取締役	支給額＝親会社株主に帰属する当期純利益×0.75／1000×役位別報酬指数／100×（全社業績反映率80%＋事業業績加算率*2 0%～40%）
対象	算式						
コーポレート部門を担当する取締役	支給額＝親会社株主に帰属する当期純利益×0.75／1000×役位別報酬指数*1／100×全社業績反映率100%						
事業部門を担当する取締役	支給額＝親会社株主に帰属する当期純利益×0.75／1000×役位別報酬指数／100×（全社業績反映率80%＋事業業績加算率*2 0%～40%）						
<p>譲渡制限付株式報酬 (注) (株式報酬)</p>	<p>(社長) 社長の職責と他企業の報酬水準を考慮した株式数を割当てます。</p> <p>(社長以外の取締役) 役位別に定められた株式数を割当てます。役位別割当数は、株主との価値共有を図る観点から、高役位者ほど多く割当てよう設計します。 なお、譲渡制限の解除は退任時とします。</p>						

(注) 国内非居住の取締役の株価連動型金銭報酬（ファントムストック）は、役位別の譲渡制限付株式と同数のポイントを割当て、「2. 報酬等を与える時期」に記載のとおり、退任時に、退任時の株価に連動させた金銭報酬を支払うものとします。

6. 当社社外役員に関する事項

①社外役員の活動状況

	取締役会および監査役会への出席状況	活動状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 浜野潤	取締役会100% (14回/14回)	主に経済企画庁、内閣府等において培われた高い見識から当社の経営に関し適宜意見を述べております。
取締役 村田啓子	取締役会100% (14回/14回)	主に内閣府、大学院等において培われた高い見識から当社の経営に関し適宜意見を述べております。
取締役 田中聡	取締役会93% (13回/14回)	主にグローバルな企業経営に深く携わった経験と実績から当社の経営に関し適宜意見を述べております。
取締役 井戸清人	取締役会100% (14回/14回)	主に財務省、外務省等において培われた高い見識から当社の経営に関し適宜意見を述べております。
監査役 永濱光弘	取締役会100% (14回/14回) 監査役会100% (13回/13回)	主に金融機関における豊富な経験および他の企業での社外役員としての実績に基づく専門的見地からの発言を行っております。
監査役 谷津朋美	取締役会100% (14回/14回) 監査役会100% (13回/13回)	主に公認会計士、弁護士としての経験および他の企業での社外役員としての実績に基づく専門的見地からの発言を行っております。
監査役 小松健次	取締役会100% (14回/14回) 監査役会100% (13回/13回)	主に国内外の多くの企業の経営に携わった経験と実績に基づく専門的見地からの発言を行っております。

②上記以外に記載すべき事項

上記のほか、当社社外役員に関して、会社法施行規則第124条に基づき記載すべき事項はありません。

5 会計監査人の状況

1. 当事業年度末における当社会計監査人

PwCあらた有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人報酬等の額

PwCあらた有限責任監査法人に対する当事業年度に係る会計監査人報酬等は次のとおりです。

- | | |
|--------------------------------|--------|
| ①公認会計士法第2条第1項の業務に係る監査報酬等の額 | 107百万円 |
| ②当社と当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 135百万円 |

(注) 1. 監査役会は、会計監査人による当事業年度監査計画の内容、監査時間および報酬見積り等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(注) 2. 当社と会計監査人との監査契約において会社法に基づく監査報酬と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分していないので、①の金額は金融商品取引法に基づく報酬等の金額を含めております。

3. 当社子会社の会計監査人の状況

当社の重要な子会社のうち14社は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これに相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社の会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、適正な監査の遂行が困難であると監査役全員が認めた場合、監査役会は全員一致の決議により当該会計監査人を解任することとします。また、当社の会計監査人について、法定解任事由に該当する事実がある場合のほか、会計監査人の独立性、信頼性、効率性等を評価し、より適正な監査を期待できる会計監査人の選任が必要と判断した場合は、監査役会は、株主総会に提出する議案の内容として、会計監査人の解任または不再任を決定します。

5. 上記以外に記載すべき事項

上記のほか、当社会計監査人に関して、会社法施行規則第126条に基づいて記載すべき事項はありません。

6 業務の適正を確保するための体制

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、当社グループの業務の適正を確保するための内部統制システムの整備に関する基本方針について、以下のとおり決議しております。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会が、定款および取締役会規則その他の社内規定に基づき、当社グループの経営上の重要事項について意思決定を行うとともに、取締役および執行役員の職務の執行を監督する。取締役会の監督機能を強化するため、3分の1以上の独立した社外取締役を選任する。
- ② 取締役の指名・報酬等の経営の重要事項に関する意思決定の透明性・公正性・客観性を高めるため、取締役会の諮問機関として、社外役員および社外有識者を中心とする「経営諮問委員会」を置く。
- ③ サステナビリティの視点に立った企業活動の推進のため、社長を委員長とするサステナビリティ委員会を置き、重要事項について取締役会への付議・報告を行う。
- ④ 法令遵守に関する方針をクラレグループ行動規範として定める。当社グループとしての体系的なコンプライアンス体制の整備・運用を行うため、社長直轄のリスク・コンプライアンス委員会を置く。
- ⑤ 当社グループ内の不正・違法行為および倫理に反する行為を早期に発見し、自主的な解決を図るための内部通報制度として、クラレグループ社員相談室およびグローバル・コンプライアンス・ホットラインを設置する。また、経営陣から独立した内部通報制度として、外部の弁護士事務所を介し、監査役に通報するガバナンス・ホットラインを設置する。
- ⑥ 独占禁止法違反の未然防止を図るため、当社グループ各社の役員および使用人に対し定期的に教育・研修を実施し、独占禁止法に関する社内指針を周知するとともに、遵守状況のモニタリングを定期的に行う体制をとる。
- ⑦ 経営監査本部は、内部監査規定に従って、当社グループ内における業務執行の状況を監査する。
- ⑧ 金融商品取引法に基づき、財務報告の適正性を確保するための内部統制システムを整備し、適切に運用する。
- ⑨ 反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たないことをクラレグループ行動規範に定め、グループ内で周知徹底する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

株主総会、取締役会、その他主要会議の議事録・資料および稟議書・伺書等の取締役の職務執行に係る記録は、法令および社内規定に従い適切に保存管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① グループリスク管理規定に基づき、グループ全体の体系的なリスク管理を行う。
- ② 当社グループの事業活動に関連して重大な危機が発生した場合には、緊急対策本部運営規定に基づき、社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、対策にあたる。
- ③ 大規模災害等の重大な危機を想定し、事業中断を最小限にとどめるための事業継続計画（BCP）を事業部ごとに策定し、定期的に見直しを行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループの経営上の重要事項に関する取締役会への付議や社長の決裁に際しては、経営会議や各種委員会において事前審議を行い、経営の意思決定の迅速化と効率的な業務執行を図る。
- ② 取締役会が選任した執行役員等にカンパニー、事業部および主要職能組織の長として事業運営の権限を与え、各組織における業務執行を適正かつ効率的に行う。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 中期経営計画や年度経営計画に定めるグループ全体の経営方針に沿って当社グループ各社の事業運営を行う。当社グループ各社は、国内グループ企業運営基準および海外グループ企業運営基準に基づき、重要な事項については当社取締役会または経営会議への付議・報告を行う。
- ② 国内グループ企業運営基準および海外グループ企業運営基準に当社グループ各社の決裁基準を定め、適正かつ効率的に運営する。また、当社グループ内の意思疎通を図り一体運営を促進するため、当社社長と当社グループ各社の社長との連絡会を適宜開催する。
- ③ クラレグループ行動規範に基づき、当社グループ各社の取締役および使用人の職務の執行が適切になされる体制とする。また、当社から当社グループ各社に役員を派遣し、各社の取締役および使用人の業務執行について監督するとともに、経営監査本部が内部監査規定に従って内部監査を実施する。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助するため監査役スタッフを置く。監査役スタッフは、監査役の指揮命令を受けることとし、監査役スタッフの人事・処遇については人事担当役員と監査役が協議のうえ決定する。

(7) 当社の監査役への報告に関する体制および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役会への出席、重要な子会社の社長との連絡会等を通じて当社および当社グループ各社の業務執行状況の報告を受ける。
- ② 経営監査本部は、当社および当社グループ各社内部監査の状況について定期的に監査役会に報告を行う。
- ③ 当社および当社グループ各社の役員は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な問題を見つけた場合、速やかに監査役に報告する。また、監査役は、当社および当社グループ各社の使用人に対し、これらの事項に関し必要に応じ報告を求めることができる。
- ④ 当社および当社グループ各社の使用人は、これらの事項をガバナンス・ホットラインを通じて監査役に通報することができる。
- ⑤ 上記の報告および通報を行った者に対して、当該報告を理由として不利な取扱いはしない旨を社内規定に定める。

(8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは支払い精算等の請求をしたときは、その内容が特に不合理なものでない限り、遅滞なく支払処理を行う。

(9) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見を交換するため代表取締役と定期的に会合を持ち、また、取締役、執行役員および重要な使用人からヒアリングを実施する。

2. 当該体制の運用状況の概要

当社は、上記の基本方針に基づき、内部統制システムを整備・運用しております。当事業年度における主な整備・運用の状況の概要は以下のとおりです。

(1) コンプライアンスに関する取り組み

- ① コンプライアンス意識向上を目指し、国内グループ会社の部長を対象に風通しの良い職場、自他尊重コミュニケーションを題材としたセミナーを実施し、その後受講者が講師となり所属部署の全部員に対して教育を実施しました。
- ② クラレグループにおける独占禁止法遵守プログラムを整備し、グループ全体で同プログラムの確実な運用に努めています。2022年度は、リスクの高い事業・分野における遵守体制のモニタリングを継続するとともに、従業員に対する教育・研修、入札案件に関する年度監査などの施策を実施しました。
- ③ 経営監査本部は、当社および当社グループにおける財務報告の適正性を確保するための内部統制システム(J-SOX)の整備・運用状況についても評価を実施しました。その内容についてPwCあらた有限責任監査法人の監査を受け、結果を取締役会に報告しました。

(2) リスク管理に関する取り組み

① グループリスク管理規定に基づき、国内外の各組織においてリスクの自己評価を実施し、リスク・コンプライアンス委員会での審議を経て、社長が重大な経営リスクを特定、リスク毎に統括責任者を選定し、リスクの回避・軽減のための対策を進めております。2022年12月に、当社グループリスク管理における2023年度の重点課題として以下を定めました。

- (i) グループ全体での情報セキュリティ強化策の着実な実施により、機密情報管理の更なる強化を図る。
- (ii) 保安事故の発生リスク低減のため、海外プラントにおける運転・設備管理上の課題への対策を引き続き実施するとともに、グローバルPSM（プロセス・セーフティ・マネジメント）監査チームの活動等を通じて海外関係会社の保安管理体制の課題を把握し、改善を図る。
- (iii) 原燃料・副資材・機材の供給リスクに対し、サプライチェーン視点で汎用品を含む全てを再点検し、各事業のBCP（事業継続計画）上優先度の高いものからリスク対策を講じることにより、BCPの精度・実効性を更に高める。

② 事業所における漏洩・火災事故を想定した訓練を実施するとともに、休日・夜間を含め会社への集合が困難な状況に備え、リモート会議システムを活用して緊急対策本部内で情報を共有する仕組みの整備を進めました。2021年10月に発生した不正アクセス対策のため立ち上げた緊急対策本部は、喫緊の対応とその後の対応計画の策定を行ったことから2022年6月に解散しました。恒常的な体制として新たに機密情報管理担当を置き、その下に機密情報管理チームを組織して対応計画を実行しています。

(3) 企業集団の内部統制に関する取り組み

① 社内取締役1名、社外役員5名および社外有識者2名を委員とする「経営諮問委員会」を2回開催し、取締役会の諮問機関として、取締役候補者および役員報酬等について審議し、その結果を取締役に答申・報告しました。

② 当社グループ運営に関するトップ方針の示達、グループ共通の課題と情報の共有を目的として、対面およびオンラインで主要グループ会社の経営層と個別の会議を適宜開催し、グループ内の意思疎通に努めました。当社グループ各社における重要な事項については、国内グループ企業運営基準および海外グループ企業運営基準に基づき、適宜当社取締役会または経営会議への付議・報告を行いました。

(4) 監査役の監査体制に関する取り組み

監査役は、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について代表取締役と意見交換を行うとともに、取締役、執行役員および重要な使用人へのヒアリングを実施しました。

以 上

(注) 本事業報告に記載の<>を付した名称は、当社グループ製品の商標です。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年12月31日現在)

単位：百万円（百万円未満切捨表示）

科目	(ご参考) 前連結会計年度 (2021.12.31現在)	当連結会計年度 (2022.12.31現在)	科目	(ご参考) 前連結会計年度 (2021.12.31現在)	当連結会計年度 (2022.12.31現在)
資産の部			負債の部		
流動資産	470,174	533,933	流動負債	219,464	221,330
現金及び預金	151,942	123,724	支払手形及び買掛金	49,641	52,717
受取手形及び売掛金	135,768	—	短期借入金	34,480	34,480
受取手形、売掛金及び契約資産	—	157,016	コマーシャル・ペーパー	—	10,000
有価証券	3,855	4,852	1年内償還予定の社債	—	10,000
商品及び製品	103,505	145,851	1年内返済予定の長期借入金	55,013	30,434
仕掛品	15,699	19,078	未払費用	19,863	21,075
原材料及び貯蔵品	38,100	60,104	未払法人税等	13,133	11,370
その他	21,745	23,815	賞与引当金	7,996	9,132
貸倒引当金	△443	△510	その他の引当金	89	111
固定資産	620,839	687,600	その他	39,246	42,008
有形固定資産	455,266	512,562	固定負債	291,947	331,668
建物及び構築物	88,801	94,745	社債	60,000	60,000
機械装置及び運搬具	200,500	219,200	長期借入金	157,945	179,491
土地	22,648	23,264	繰延税金負債	12,022	17,279
建設仮勘定	117,319	137,424	役員退職慰労引当金	375	294
その他	25,997	37,926	環境対策引当金	365	397
無形固定資産	114,055	121,484	退職給付に係る負債	25,629	25,626
のれん	52,635	56,058	資産除去債務	4,821	5,303
顧客関係資産	29,176	30,432	その他	30,787	43,275
その他	32,243	34,993	負債合計	511,411	552,998
投資その他の資産	51,517	53,553	純資産の部		
投資有価証券	25,689	23,194	株主資本	520,134	550,282
長期貸付金	121	97	資本金	88,955	88,955
退職給付に係る資産	3,066	2,104	資本剰余金	87,166	87,152
繰延税金資産	13,980	16,718	利益剰余金	359,898	399,910
その他	8,686	11,458	自己株式	△15,885	△25,735
貸倒引当金	△26	△20	その他の包括利益累計額	39,850	96,467
資産合計	1,091,014	1,221,533	その他有価証券評価差額金	7,273	5,769
			繰延ヘッジ損益	219	611
			為替換算調整勘定	34,648	90,555
			退職給付に係る調整累計額	△2,291	△468
			新株予約権	414	341
			非支配株主持分	19,203	21,443
			純資産合計	579,602	668,534
			負債純資産合計	1,091,014	1,221,533

連結損益計算書 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

単位：百万円（百万円未満切捨表示）

科 目	前連結会計年度（ご参考） (2021.1.1～2021.12.31)	当連結会計年度 (2022.1.1～2022.12.31)
売上高	629,370	756,376
売上原価	425,234	514,713
売上総利益	204,136	241,663
販売費及び一般管理費	131,879	154,524
営業利益	72,256	87,139
営業外収益		
受取利息及び配当金	694	1,165
持分法による投資利益	261	271
投資事業組合運用益	79	382
その他	1,403	1,708
営業外収益合計	2,439	3,527
営業外費用		
支払利息	1,627	1,457
為替差損	188	1,021
固定資産廃棄損	639	986
その他	3,475	3,140
営業外費用合計	5,930	6,606
経常利益	68,765	84,060
特別利益		
投資有価証券売却益	563	2,614
受取保険金	544	1,415
補助金収入	510	—
移転補償金	422	—
特別利益合計	2,040	4,030
特別損失		
操業休止関連費用	1,350	5,785
訴訟関連損失	4,296	1,819
減損損失	1,569	1,385
災害損失	3,284	653
固定資産廃棄損	1,183	450
固定資産圧縮損	423	—
特別損失合計	12,108	10,094
税金等調整前当期純利益	58,697	77,997
法人税、住民税及び事業税	19,718	21,232
過年度法人税等	1,386	—
法人税等調整額	△767	1,155
法人税等合計	20,336	22,388
当期純利益	38,360	55,608
非支配株主に帰属する当期純利益	1,098	1,300
親会社株主に帰属する当期純利益	37,262	54,307

計算書類

貸借対照表 (2022年12月31日現在)

単位：百万円（百万円未満切捨表示）

科目	(ご参考) 前事業年度 (2021.12.31現在)	当事業年度 (2022.12.31現在)	科目	(ご参考) 前事業年度 (2021.12.31現在)	当事業年度 (2022.12.31現在)
資産の部			負債の部		
流動資産	409,332	448,827	流動負債	356,941	379,864
現金及び預金	129,889	100,324	支払手形	573	532
受取手形	1,419	1,392	買掛金	23,328	26,070
売掛金	61,124	59,907	短期借入金	33,700	33,700
商品及び製品	29,492	46,503	コマーシャル・ペーパー	—	10,000
仕掛品	9,777	12,174	1年内償還予定の社債	—	10,000
原材料及び貯蔵品	12,182	19,709	1年内返済予定の長期借入金	55,000	24,600
短期貸付金	165,374	204,066	リース債務	423	457
未収入金	5,133	9,255	未払金	12,090	17,817
その他	2,915	4,772	未払費用	2,993	3,643
貸倒引当金	△7,977	△9,279	未払法人税等	7,748	4,910
固定資産	558,707	561,368	預り金	217,302	242,718
有形固定資産	163,942	167,689	賞与引当金	2,948	3,300
建物	41,340	41,894	その他	833	2,114
構築物	8,892	10,890	固定負債	208,101	225,008
機械装置	67,771	84,881	社債	60,000	60,000
車両運搬具	59	42	長期借入金	135,000	150,400
工具器具備品	4,357	4,541	リース債務	940	907
土地	9,339	9,208	退職給付引当金	10,393	11,971
リース資産	1,245	1,242	環境対策引当金	356	388
建設仮勘定	30,937	14,988	資産除去債務	755	699
無形固定資産	8,274	9,859	その他	655	642
ソフトウェア	4,767	3,203	負債合計	565,043	604,873
施設利用権	140	136	純資産の部		
ソフトウェア仮勘定	3,356	6,511	株主資本	395,503	399,379
その他	9	8	資本金	88,955	88,955
投資その他の資産	386,490	383,820	資本剰余金	87,141	87,127
投資有価証券	19,063	16,462	資本準備金	87,098	87,098
関係会社株式	350,865	351,256	その他資本剰余金	42	28
出資金	206	190	利益剰余金	235,293	249,032
長期貸付金	52	30	利益準備金	6,569	6,569
繰延税金資産	8,476	8,782	その他利益剰余金	228,723	242,462
前払年金費用	2,690	2,267	特別償却積立金	53	29
その他	5,222	4,913	圧縮記帳積立金	2,037	1,930
貸倒引当金	△88	△81	固定資産圧縮特別勘定積立金	—	124
資産合計	968,040	1,010,196	別途積立金	85,000	85,000
			繰越利益剰余金	141,632	155,377
			自己株式	△15,885	△25,735
			評価・換算差額等	7,077	5,602
			その他有価証券評価差額金	7,086	5,569
			繰延ヘッジ損益	△8	32
			新株予約権	414	341
			純資産合計	402,996	405,322
			負債純資産合計	968,040	1,010,196

損益計算書 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

単位：百万円（百万円未満切捨表示）

科 目	前事業年度 (ご参考) (2021.1.1~2021.12.31)	当事業年度 (2022.1.1~2022.12.31)
売上高	252,721	253,982
売上原価	158,916	160,399
売上総利益	93,805	93,583
販売費及び一般管理費	53,504	58,254
営業利益	40,300	35,328
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,331	7,954
その他	4,509	5,273
営業外収益合計	7,841	13,227
営業外費用		
支払利息	1,589	4,482
その他	4,736	4,922
営業外費用合計	6,326	9,404
経常利益	41,815	39,151
特別利益		
投資有価証券売却益	496	2,614
補助金収入	510	—
移転補償金	422	—
特別利益合計	1,429	2,614
特別損失		
関係会社貸付金貸倒引当金繰入額	—	2,169
操業休止関連費用	1,155	564
減損損失	1,532	330
固定資産廃棄損	1,116	268
固定資産圧縮損	423	—
特別損失合計	4,229	3,334
税引前当期純利益	39,016	38,431
法人税、住民税及び事業税	10,381	9,885
法人税等調整額	318	519
法人税等合計	10,700	10,404
当期純利益	28,315	28,026

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年2月14日

株式会社クラレ
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	河瀬博幸
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関根和昭

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社クラレの2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クラレ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類等に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年2月14日

株式会社クラレ
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	河瀬博幸
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関根和昭

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社クラレの2022年1月1日から2022年12月31日までの第142期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第142期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査要綱に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、経営監査本部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びPwCあらた有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 PwC あらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 PwC あらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月15日

株式会社クラレ 監査役会

常勤監査役 中山 和 大 ㊟

常勤監査役 上 原 直 哉 ㊟

社外監査役 永 濱 光 弘 ㊟

社外監査役 谷 津 朋 美 ㊟

社外監査役 小 松 健 次 ㊟

以 上

<メ モ 欄>

株主総会会場ご案内図

会場

オークラ東京 オークラプレステージタワー 2階 「オーチャード」

東京都港区虎ノ門2丁目10番4号 ☎ (03) 3582-0111 (ホテル代表番号)



地下鉄の最寄り下車駅

- 日比谷線 「虎ノ門ヒルズ駅」 出口A1・A2 徒歩5分
- 日比谷線 「神谷町駅」 出口4b 徒歩6分
- 銀座線 「虎ノ門駅」 出口3 徒歩10分
- 銀座線・南北線 「溜池山王駅」 出口14 徒歩10分
- 南北線 「六本木一丁目駅」 改札口出口 徒歩7分

※駐車場が限られておりますので、電車等公共交通機関をご利用ください。

新型コロナウイルスに関するお知らせ

株主様におかれましては、感染拡大防止の観点から、書面またはインターネット等による事前の議決権行使もご活用いただき、株主総会当日のご来場を慎重にご判断いただくようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じさせていただきますので、ご協力くださいようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様への来場記念品のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株式会社 クラレ

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



環境に配慮した
植物油インキを
使用しています。